

さいたま市特別職報酬等審議会

<第1回 資料>

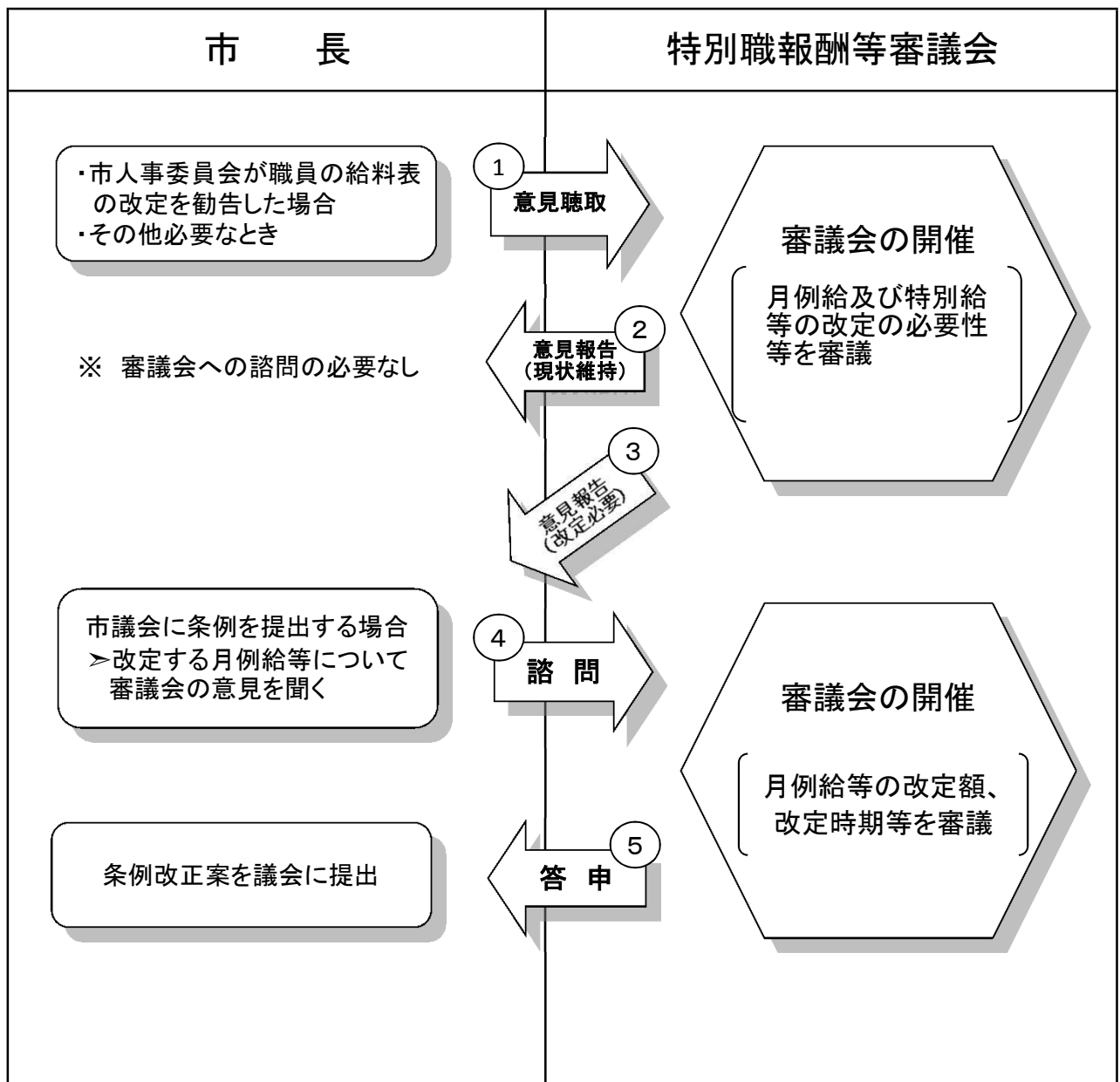
開催日：平成28年10月19日（水）

場 所：ときわ会館3階会議室

＜資料目次＞

1. 特別職報酬等審議会の流れ及び審議結果等	
・ 特別職報酬等審議会の流れ	1
・ 市長・副市長及び市議会議員の月例給・特別給	2
・ 月例給・特別給の審議結果と改定状況等	3
・ 一般職職員の給与の改定の仕組み	4
2. 政令指定都市の特別職職員の月例給・特別給	
・ 政令指定都市の市長及び副市長の給料額等	8
・ 政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等（議長、副議長、議員）	12
・ 政令指定都市の歳出に占める人件費、市長・副市長・議員の給与・報酬総額の状況	17
・ 政令指定都市における市民1人当たり議員報酬額・議員1人当たり人口数	18
・ 市長・副市長・議員の年間給与・報酬の比較	20
3. 市議会議員の活動状況（審議日数等）	
・ 政令指定都市の市議会本会議及び委員会の開催回数調べ（平成27年度実績）	21
・ さいたま市議会本会議及び委員会開催回数調べ	22
・ さいたま市の議案等審議件数（3ヵ年）	23
・ 平成27年議会運営状況	24
・ 議員の活動内容	26
・ さいたま市議会議員の所得分布	28
・ 地方議会・地方議員の在り方について	29
・ 地方議会議員の法的位置付けについて	30
・ 近隣市における市民1人当たり議員報酬額・議員1人当たり人口数	31
4. 消費者物価指数・財政状況	
・ 消費者物価地域差指数	32
・ さいたま市の消費者物価指数の推移	34
・ さいたま市の財政状況	35

特別職報酬等審議会の流れ



市長・副市長及び市議会議員の月例給・特別給

	市長・副市長	市議会議員
月例給	給料	議員報酬
	地域手当(※)	—
特別給	期末手当	期末手当

(※)市長等の地域手当の支給については、一般職の職員の例による。

【参考】

地域手当 : 給料 × 支給割合

● 地域手当の支給割合

期間	支給割合
平成22年4月1日～平成28年3月31日	12%
平成28年4月1日～	13%
平成30年4月1日～	15%

※ 平成28年人事委員会勧告

- ・ 公民較差に基づく給与改定として、平成28年4月1日から、地域手当の支給割合を0.4%引上げ(13% → 13.4%)
- ・ また、給与制度の総合的見直しにより、段階的に引き上げることとしている地域手当の支給割合を、平成29年4月1日から14%に引上げ

月例給・特別給の審議結果と改定状況等

年度	特別職報酬等審議会の開催状況及び審議結果等				月例給及び特別給の改定状況		【参考】一般職の給与の改定状況				【参考】国の指定職（事務次官等）		
	開催回数	審議結果等			月例給	特別給	月例給		特別給（期末・勤勉手当）		特別給（期末・勤勉手当）		
		審議結果	理由	審議結果			理由	改定率（％）	累計（％）	改定月数	改定後の年間支給月数	改定月数	改定後の年間支給月数
16	5回	引上げ	他の政令指定都市の報酬との均衡及び政令指定都市機能からみた適正な報酬という観点を踏まえ、引上げを答申	—	—	(給料・議員報酬) H16.7.1～ ・市長 1,310,000円 ・副市長 1,030,000円 ・議長 1,030,000円 ・副議長 920,000円 ・議員 850,000円	—	(据置き)	0.00	(据置き)	4.40月	(据置き)	3.30月
17								△ 0.45 (引下げ)	△ 0.45	0.05月 (引上げ)	4.45月	0.05月 (引上げ)	3.35月
18			特別職報酬等審議会の開催なし					△ 0.11 (引下げ)	△ 0.56	(据置き)	4.45月	(据置き)	3.35月
19	4回	引下げ	類似政令指定都市の報酬との均衡及び一般職員の給与改定の状況を総合的に勘案し、5.1%の引下げを答申	—	—	(給料・議員報酬) H20.1.1～(5.1%引下げ) ・市長 1,243,000円 ・副市長 977,000円 ・議長 977,000円 ・副議長 873,000円 ・議員 807,000円	—	給与制度の見直し △4.60 給与改定分 0.06	△ 5.10	0.05月 (引上げ)	4.50月	(据置き)	3.35月
20	1回	据置き	他の政令指定都市の報酬との均衡及び一般職員の給与の改定が据え置かれたことを考慮し、改定を見送るべきとの結論を報告	—	—			(据置き)	0.00	(据置き)	4.50月	(据置き)	3.35月
21	2回	据置き	他の政令指定都市の報酬等と本市の状況を比較すると、すべて平均額を下回っていることを考慮し、改定を見送るべきとの結論を報告	(期末手当) 引下げ	国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.20月分の引下げを答申		(期末手当の年間支給月数) H21.12.1～ (0.20月引下げ) ・市長、副市長 3.10月 ・市議会議員 3.10月	△ 0.19 (引下げ)	△ 0.19	△0.35月 (引下げ)	4.15月	△0.25月 (引下げ)	3.10月
22	2回	据置き	一般職員の月例給は引下げであったが、平成19年度の改定時に一般職員の給与改定率を累積して引下げ改定を行った経緯を考慮し、現時点では引下げをするまでには至っていないとの結論を報告	(期末手当) 引下げ	国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引下げを答申		(期末手当の年間支給月数) H22.12.1～ (0.15月引下げ) ・市長、副市長 2.95月 ・市議会議員 2.95月	△ 0.28 (引下げ)	△ 0.47	△0.20月 (引下げ)	3.95月	△0.15月 (引下げ)	2.95月
23	2回	据置き	一般職員の月例給は引下げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では引下げをするまでには至っていないとの結論を報告	—	—			△ 0.30 (引下げ)	△ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
24	1回	据置き	一般職員の給与改定率の累積値について、昨年度の状況と大きな変化がないことから、現時点では引下げをするには至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	—	—			(据置き)	△ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
25	2回	据置き	一般職員の給与改定率の累積値について、今年度の状況も大きな変化がないことから、現時点では引下げを要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	—	—			(据置き)	△ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
26	2回	据置き	一般職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	(期末手当) 引上げ	国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引上げを答申		(期末手当の年間支給月数) (0.15月引上げ) ・市長、副市長 3.10月 (H27.4.1～) ・市議会議員 3.10月 (議会が施行を保留)	0.45 (引上げ)	△ 0.32	0.15月 (引上げ)	4.10月	0.15月 (引上げ)	3.10月
27	2回	据置き・引下げ	一般職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告 ただし、市長及び副市長の給料月額については、翌年度から、地域手当の支給割合が段階的に引き上げられることを踏まえ、給料と地域手当を合わせた月例給総額の水準を保つための調整（引下げ）を実施するよう答申	(期末手当) 引上げ	国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申	(給料) H28.4.1～ ・市長 1,210,000円 ・副市長 951,000円	(期末手当の年間支給月数) H27.12.1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.15月 ・市議会議員 3.15月	0.20 (引上げ)	△ 0.12	0.10月 (引上げ)	4.20月	0.05月 (引上げ)	3.15月
28								0.35 (人事委員会勧告)	0.23	0.10月 (人事委員会勧告)	4.30月	0.10月 (人事院勧告)	3.25月

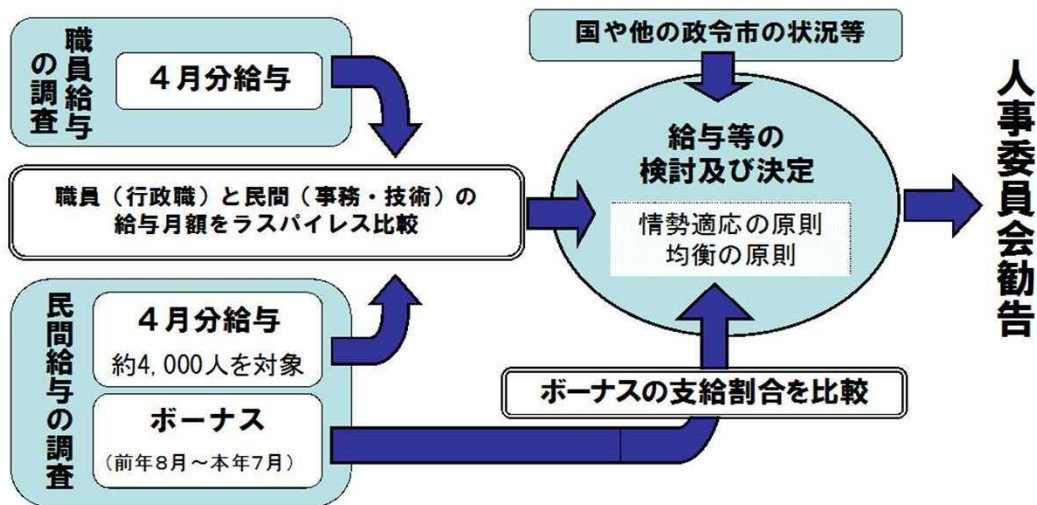
※ 特別職報酬等審議会は、平成18年度までは必要に応じて開催。平成19年度以降は常設化を図り毎年開催。

一般職職員の給与の改定の仕組み

1 市人事委員会による給与勧告

① 給与勧告の手順

- (1) 4月分の給与月額を比較
さいたま市職員と民間の4月分の給与月額を調査・比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告
- (2) ボーナスを比較
民間のボーナスの過去1年(前年8月から本年7月まで)の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告

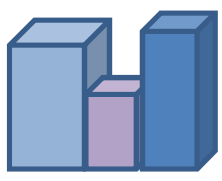


② 民間給与の調査

さいたま市人事委員会では、職種別民間給与実態調査を人事院(国の機関)、他の人事委員会(都道府県、政令市等の機関)と共同で実施し、民間の給与を調査している。

平成28年職種別民間給与実態調査 (H28.5.1～6.17に実施)


調査対象の事業所
(いわゆる正社員が50人以上の事業所)




市内429事業所中
114事業所

事業所ごとのボーナスの調査
(H27.8～H28.7支給分)

調査した従業員
(パート・アルバイト・契約社員などを除く)



事務・技術
4,064人



医療・教育等
309人

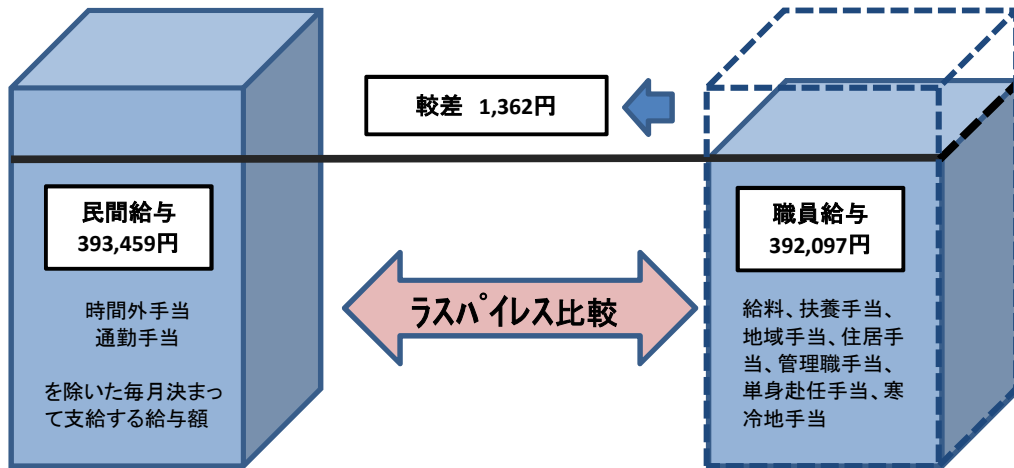
従業員ごとの4月分給与の調査
(4月分給与・役職・学歴・年齢)

その他初任給、諸手当、給与制度の調査

③ 民間給与との較差に基づく給与改定の決定

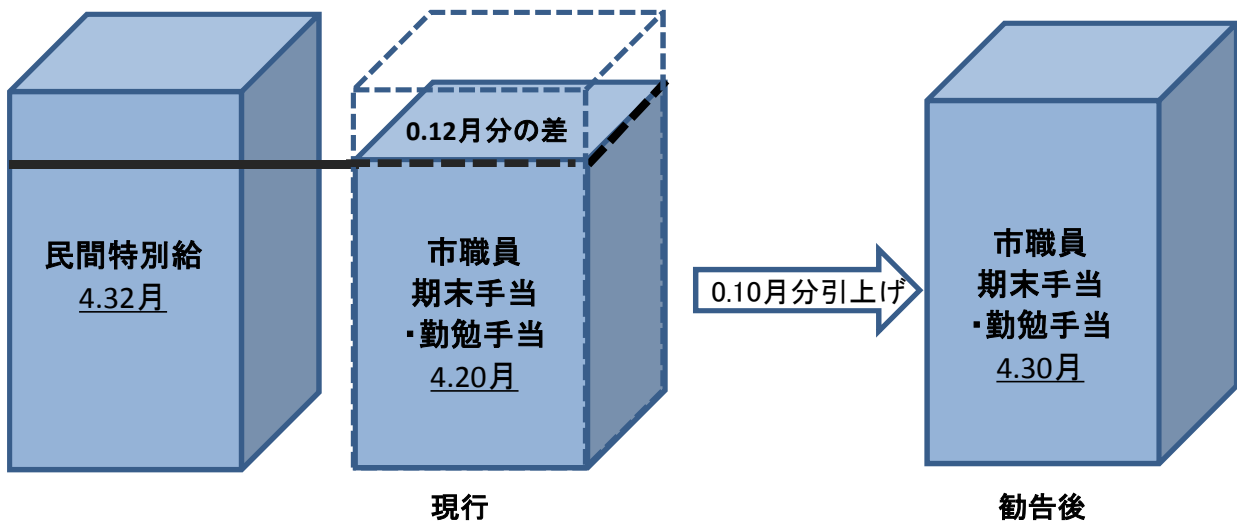
・月例給

本年の民間の給与との較差1,362円(0.35%)を解消するため、地域手当の支給割合を引上げ
改定



・特別給

民間の特別給の支給割合が、本市職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数を
0.12月分上回っているため、支給月数を引上げ



※期末手当・勤勉手当の支給月数は0.05月を単位として、小数点第2位を
「二捨三入」する。

(例) 4.28月～4.32月⇒4.30月 4.33月～4.37月⇒4.35月

④ 給与勧告

③で決定した事項等について、市議会、市長に勧告・報告。

平成28年給与勧告まとめ

1 改定の方針

- ・ 本年4月から実施している給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、現在、地域手当の支給割合の段階的な引上げを行っている状況を踏まえ、本年の公民較差1,362円(0.35%)を地域手当の支給割合の引上げ改定により解消
- ・ ただし、医療職給料表(1)及び特定任期付職員給料表については、国に準じた改定を行ってきた経緯を踏まえ、人事院勧告の内容に準じて給料表の引上げ改定

2 諸手当

(1) 地域手当

- ・ 地域手当の支給割合を0.4%引上げ、13.4%とする。
- ※ 地域手当の支給割合が制度完成している医療職給料表(1)の適用者を除く。

(2) 初任給調整手当

- ・ 人事院勧告の内容に準じて改定

(3) 期末手当・勤勉手当

- ・ 民間の支給割合に見合うよう支給月数を引上げ改定 (4.20月分 → 4.30月分)
- ・ 引上げ分の配分等は人事院勧告に準じて改定

3 実施時期

平成28年4月1日から実施。ただし、期末手当・勤勉手当については、平成28年12月期の支給に関する改定は条例の公布日、平成29年6月期以降の支給に関する改定は平成29年4月1日から実施

2 給与勧告の実施状況（行政職給料表）

さいたま市職員の給与勧告は、平成25年まで6年連続で給与月額又は特別給の減額による年間給与額の減少又は据置きが続いていましたが、ここ数年の民間賃金の引上げ傾向を受けて、本年は、一昨年、昨年に引き続き、3年連続のプラス改定となりました。

	給与月額	期末手当・勤勉手当 年間支給月数(較差月数)	平均年間給与額の 増減
平成15年	△4,898円 (△1.13%)	4.40月 (△0.25月)	△18.3万円
平成16年	据置き19円 (0.00%)	据置き (0.02月)	—
平成17年	△1,921円 (△0.45%)	4.45月 (0.05月)	△1.0万円
平成18年	△459円 (△0.11%)	据置き (△0.01月)	△0.8万円
平成19年	259円 (0.06%)	4.50月 (0.05月)	2.6万円
平成20年	据置き46円 (0.01%)	据置き (0.02月)	—
平成21年	△791円 (△0.19%)	4.15月 (△0.35月)	△15.6万円
平成22年	△1,179円 (△0.28%)	3.95月 (△0.20月)	△10.2万円
平成23年	△1,213円 (△0.30%)	据置き (0.02月)	△1.9万円
平成24年	据置き190円 (0.05%)	据置き (0.02月)	—
平成25年	据置き△87円 (△0.02%)	据置き (0.01月)	—
平成26年	1,785円 (0.45%)	4.10月 (0.15月)	8.5万円
平成27年	798円 (0.20%)	4.20月 (0.10月)	5.2万円
平成28年	1,362円 (0.35%)	4.30月 (0.10月)	5.9万円

(注) 期末手当・勤勉手当の年間支給月数は勧告後の支給月数を、また、較差月数について、据置きの年は民間支給割合との差を、その他の年は引上げ又は引下げ勧告の月数を表す。

3 市人事委員会勧告を受けての職員給与の改定

- ★ 改定が必要な場合には、職員団体との交渉を経て関係条例改正案を議会に提出することとなる

・職員団体との交渉



・関係条例改正案の議会への提出



・条例公布、給与改定の実施

政令指定都市の市長及び副市長の給料額等

< 市長 >

(単位:円)

区分	給料月額				月例給				年間支給額			
	改定前	現行	改定率	適用日	給料月額	地域手当		総額	月例給×12	特別給(期末手当)		総額
						支給割合	月額			支給月数	年額	
札幌市	1,140,000	1,280,000	12.3%	H4.12.1	1,280,000	3%	38,400	1,318,400	15,820,800	3.15	5,991,552	21,812,352
仙台市	1,330,000	1,310,000	-1.5%	H18.4.1	1,310,000	6%	78,600	1,388,600	16,663,200	2.95	5,881,769	22,544,969
新潟市	1,163,000	1,167,000	0.3%	H28.4.1	1,167,000	0%	0	1,167,000	14,004,000	3.10	4,341,240	18,345,240
千葉市	1,190,000	1,300,000	9.2%	H27.7.1	1,300,000	0%	0	1,300,000	15,600,000	4.20	6,552,000	22,152,000
川崎市	1,330,000	1,250,000	-6.0%	H19.4.1	1,250,000	12%	150,000	1,400,000	16,800,000	3.15	6,276,375	23,076,375
横浜市	1,428,000	1,599,000	12.0%	H28.4.1	1,599,000	0%	0	1,599,000	19,188,000	4.25	8,154,900	27,342,900
相模原市	1,088,000	1,142,000	5.0%	H9.4.1	1,142,000	12%	137,040	1,279,040	15,348,480	3.15	5,734,096	21,082,576
静岡市	1,160,000	1,250,000	7.8%	H19.4.1	1,250,000	0%	0	1,250,000	15,000,000	4.15	6,225,000	21,225,000
浜松市	1,160,000	1,277,000	10.1%	H19.4.1	1,277,000	0%	0	1,277,000	15,324,000	4.485	5,727,345	21,051,345
名古屋市	1,494,000	1,467,000	-1.8%	H19.4.1	1,467,000	15%	220,050	1,687,050	20,244,600	3.101	7,415,142	27,659,742
京都市	1,300,000	1,390,000	6.9%	H8.7.1	1,390,000	10%	139,000	1,529,000	18,348,000	3.15	6,874,245	25,222,245
大阪市	1,420,000	1,669,000	17.5%	H27.12.19	1,669,000	0%	0	1,669,000	20,028,000	4.10	8,211,480	28,239,480
堺市	1,090,000	1,190,000	9.2%	H9.4.1	1,190,000	10%	119,000	1,309,000	15,708,000	4.20	6,597,360	22,305,360
神戸市	1,250,000	1,410,000	12.8%	H4.5.1	1,410,000	12%	169,200	1,579,200	18,950,400	4.15	7,864,416	26,814,816
岡山市	1,240,000	1,160,000	-6.5%	H21.8.1	1,160,000	3%	34,800	1,194,800	14,337,600	4.20	6,021,792	20,359,392
広島市	1,280,000	1,310,000	2.3%	H8.1.1	1,310,000	3%	39,300	1,349,300	16,191,600	4.20	6,800,472	22,992,072
北九州市	1,340,000	1,230,000	-8.2%	H26.11.1	1,230,000	3%	36,900	1,266,900	15,202,800	3.10	5,570,793	20,773,593
福岡市	1,350,000	1,300,000	-3.7%	H21.4.1	1,300,000	10%	130,000	1,430,000	17,160,000	3.15	6,429,150	23,589,150
熊本市	1,132,000	1,186,000	4.8%	H27.4.1	1,186,000	0%	0	1,186,000	14,232,000	3.15	4,483,080	18,715,080
平均	1,257,105	1,309,842	4.2%	—	1,309,842	—	68,015	1,377,857	16,534,288	3.636	6,376,432	22,910,720
さいたま市	1,243,000	1,210,000	-2.7%	H28.4.1	1,210,000	13%	157,300	1,367,300	16,407,600	3.15	6,121,269	22,528,869

< 参考 >

埼玉県知事	1,440,000	1,420,000	-1.4%	H18.4.1	1,420,000	0%	0	1,420,000	17,040,000	3.15	6,485,850	23,525,850
-------	-----------	-----------	-------	---------	-----------	----	---	-----------	------------	------	-----------	------------

政令指定都市の市長及び副市長の給料額等

< 副市長 >

(単位:円)

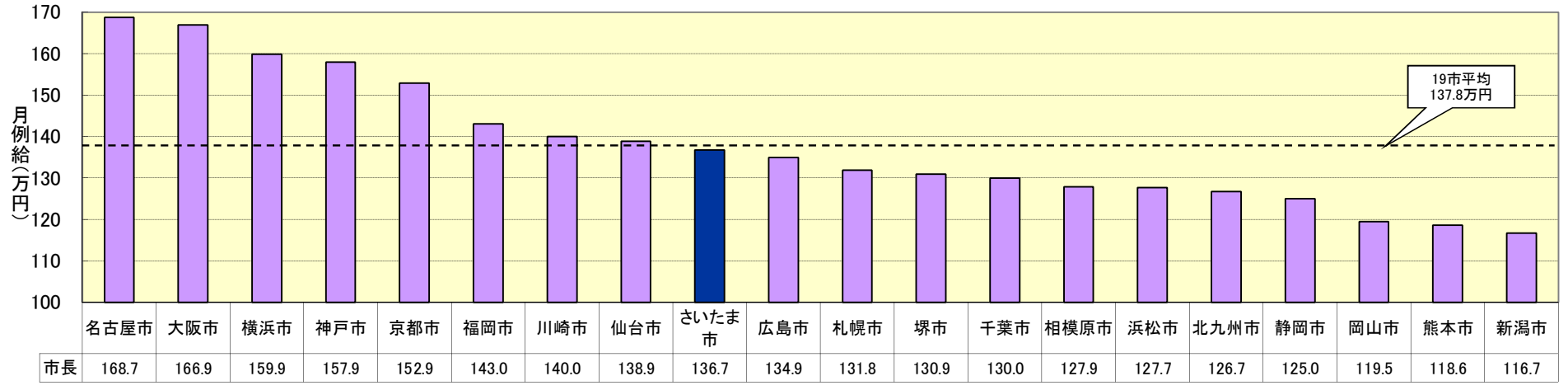
区分	給料月額				月例給				年間支給額			
	改定前	現行	改定率	適用日	給料月額	地域手当		総額	月例給×12	特別給(期末手当)		総額
						支給割合	月額			支給月数	年額	
札幌市	920,000	1,030,000	12.0%	H4.12.1	1,030,000	3%	30,900	1,060,900	12,730,800	3.15	4,821,327	17,552,127
仙台市	1,030,000	1,020,000	-1.0%	H18.4.1	1,020,000	6%	61,200	1,081,200	12,974,400	2.95	4,579,698	17,554,098
新潟市	939,000	942,000	0.3%	H28.4.1	942,000	0%	0	942,000	11,304,000	3.10	3,504,240	14,808,240
千葉市	960,000	1,050,000	9.4%	H27.7.1	1,050,000	0%	0	1,050,000	12,600,000	4.20	5,292,000	17,892,000
川崎市	1,060,000	990,000	-6.6%	H19.4.1	990,000	12%	118,800	1,108,800	13,305,600	3.15	4,970,889	18,276,489
横浜市	1,148,000	1,285,000	11.9%	H28.4.1	1,285,000	0%	0	1,285,000	15,420,000	4.25	6,553,500	21,973,500
相模原市	891,000	935,000	4.9%	H9.4.1	935,000	12%	112,200	1,047,200	12,566,400	3.15	4,694,728	17,261,128
静岡市	—	940,000	—	H15.4.1	940,000	0%	0	940,000	11,280,000	4.15	4,681,200	15,961,200
浜松市	931,000	928,000	-0.3%	H19.4.1	928,000	0%	0	928,000	11,136,000	4.485	4,162,080	15,298,080
名古屋市	1,161,000	1,100,000	-5.3%	H22.4.1	1,100,000	15%	165,000	1,265,000	15,180,000	3.101	5,560,093	20,740,093
京都市	1,030,000	1,100,000	6.8%	H8.7.1	1,100,000	10%	110,000	1,210,000	14,520,000	3.15	5,440,050	19,960,050
大阪市	1,130,000	1,096,000	-3.0%	H27.12.19	1,096,000	0%	0	1,096,000	13,152,000	4.10	5,392,320	18,544,320
堺市	900,000	990,000	10.0%	H9.4.1	990,000	10%	99,000	1,089,000	13,068,000	4.20	5,488,560	18,556,560
神戸市	980,000	1,110,000	13.3%	H4.5.1	1,110,000	12%	133,200	1,243,200	14,918,400	4.15	6,191,136	21,109,536
岡山市	990,000	920,000	-7.1%	H21.8.1	920,000	3%	27,600	947,600	11,371,200	4.20	4,775,904	16,147,104
広島市	1,020,000	1,050,000	2.9%	H8.1.1	1,050,000	3%	31,500	1,081,500	12,978,000	4.20	5,450,760	18,428,760
北九州市	1,060,000	980,000	-7.5%	H26.11.1	980,000	3%	29,400	1,009,400	12,112,800	3.10	4,438,518	16,551,318
福岡市	1,080,000	1,040,000	-3.7%	H21.4.1	1,040,000	10%	104,000	1,144,000	13,728,000	3.15	5,143,320	18,871,320
熊本市	883,000	944,000	6.9%	H27.4.1	944,000	0%	0	944,000	11,328,000	3.15	3,568,320	14,896,320
平均	1,006,278	1,023,684	1.7%	—	1,023,684	—	53,832	1,077,516	12,930,189	3.636	4,984,665	17,914,855
さいたま市	977,000	951,000	-2.7%	H28.4.1	951,000	13%	123,630	1,074,630	12,895,560	3.15	4,811,013	17,706,573

< 参考 >

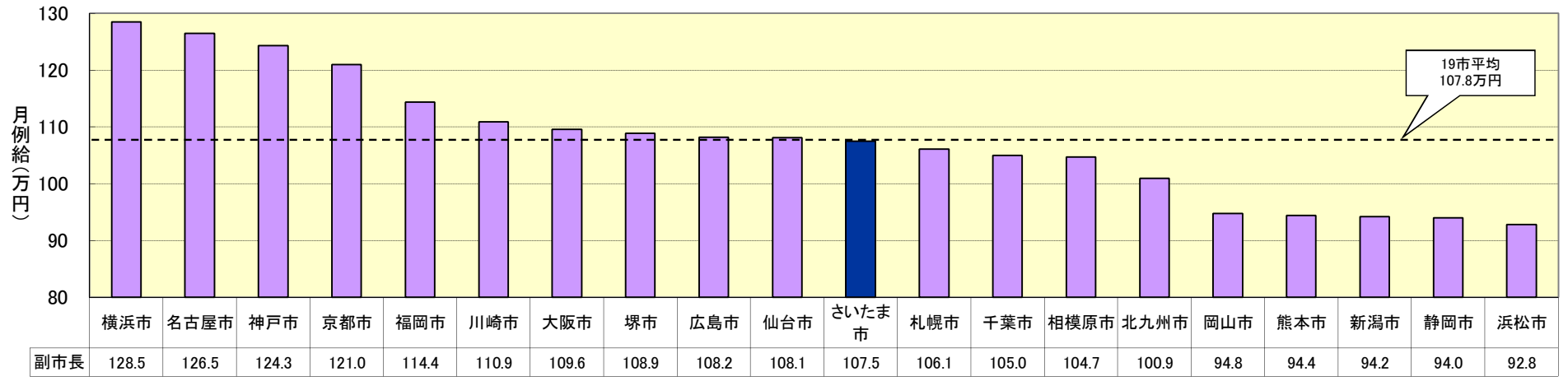
埼玉県副知事	1,150,000	1,134,000	-1.4%	H18.4.1	1,134,000	0%	0	1,134,000	13,608,000	3.15	5,179,545	18,787,545
--------	-----------	-----------	-------	---------	-----------	----	---	-----------	------------	------	-----------	------------

政令指定都市の市長及び副市長の月例給比較

《 市 長 》

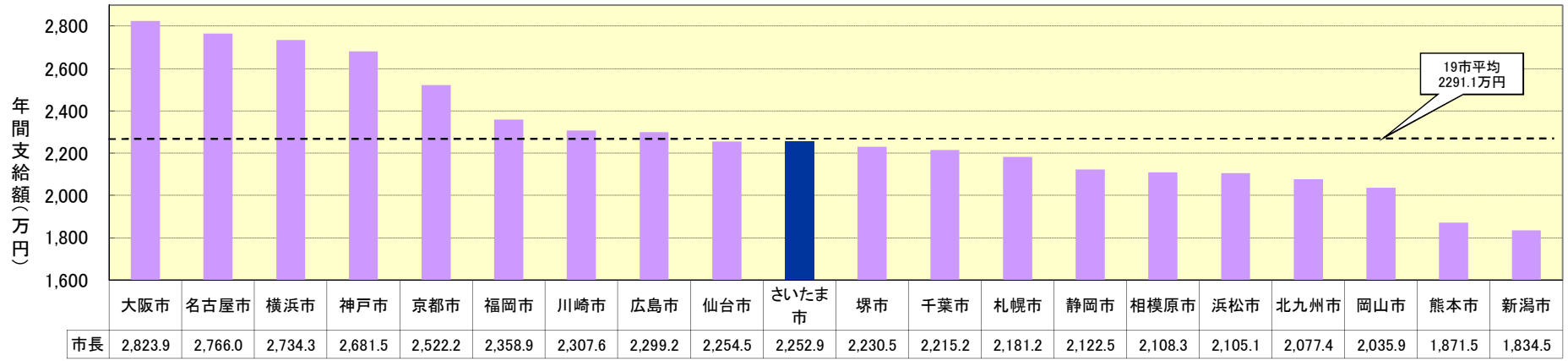


《 副 市 長 》

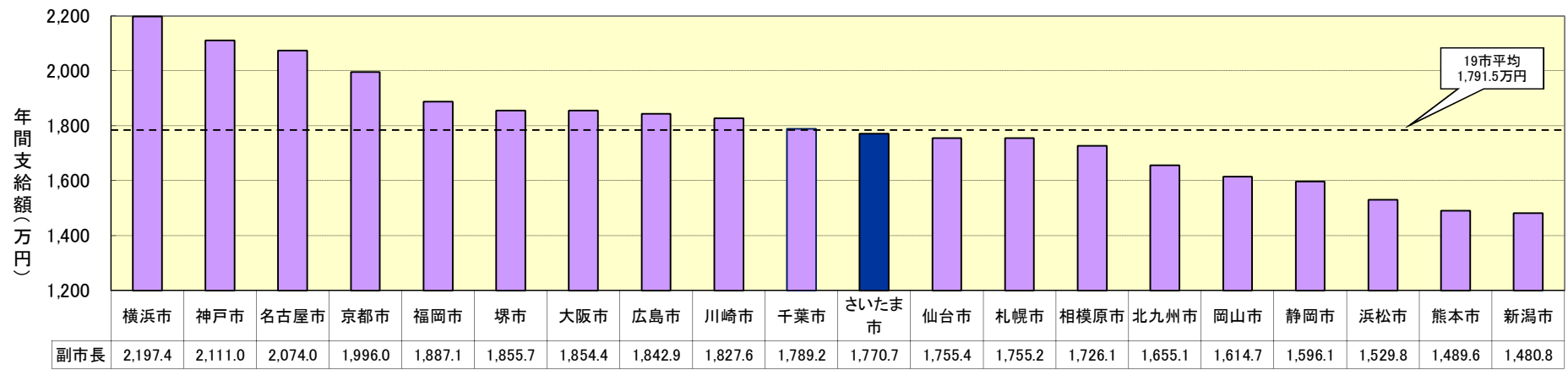


政令指定都市の市長及び副市長の年間支給額比較

《 市 長 》



《 副 市 長 》



政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等

< 議 長 >

(単位:円)

区 分	議員報酬月額(月例給)				年 間 支 給 額			総額
	改定前	現行	改定率	適用日	議員報酬月額×12	期末手当(特別給)		
						支給月数	年額	
札幌市	930,000	1,040,000	11.8%	H4.12.1	12,480,000	3.15	4,750,200	17,230,200
仙台市	1,030,000	1,020,000	-1.0%	H18.4.1	12,240,000	2.95	4,363,050	16,603,050
新潟市	778,000	781,000	0.4%	H28.4.1	9,372,000	3.10	2,905,320	12,277,320
千葉市	980,000	930,000	-5.1%	H18.7.1	11,160,000	4.20	4,687,200	15,847,200
川崎市	1,080,000	1,030,000	-4.6%	H19.4.1	12,360,000	3.15	4,704,526	17,064,526
横浜市	1,200,000	1,179,000	-1.8%	H23.4.1	14,148,000	4.25	6,012,900	20,160,900
相模原市	738,000	779,000	5.6%	H9.4.1	9,348,000	3.15	3,558,082	12,906,082
静岡市	—	824,000	—	H15.4.1	9,888,000	4.15	4,103,520	13,991,520
浜松市	824,000	803,000	-2.5%	H15.1.1	9,636,000	4.485	3,601,455	13,237,455
名古屋市	1,250,000	1,225,000	-2.0%	H18.4.1	14,700,000	3.10	5,506,375	20,206,375
京都市	1,050,000	1,120,000	6.7%	H8.7.1	13,440,000	3.15	5,115,600	18,555,600
大阪市	1,200,000	1,080,000	-10.0%	H27.4.30	12,960,000	3.95	5,119,200	18,079,200
堺市	900,000	950,000	5.6%	H20.1.1	11,400,000	4.20	4,788,000	16,188,000
神戸市	1,010,000	1,140,000	12.9%	H4.5.1	13,680,000	4.15	5,677,200	19,357,200
岡山市	780,000	850,000	9.0%	H8.4.1	10,200,000	4.20	4,284,000	14,484,000
広島市	1,030,000	1,060,000	2.9%	H8.1.1	12,720,000	4.20	5,342,400	18,062,400
北九州市	960,000	1,090,000	13.5%	H6.4.1	13,080,000	3.10	4,815,075	17,895,075
福岡市	930,000	1,060,000	14.0%	H6.4.1	12,720,000	3.15	4,841,550	17,561,550
熊本市	814,000	818,000	0.5%	H27.4.1	9,816,000	3.15	3,092,040	12,908,040
平均	971,333	988,368	1.8%	—	11,860,421	3.628	4,593,036	16,453,458
さいたま市	1,030,000	977,000	-5.1%	H20.1.1	11,724,000	3.15	4,462,447	16,186,447

< 参 考 >

埼玉県議長	1,160,000	1,144,000	-1.4%	H18.4.1	13,728,000	3.15	5,225,220	18,953,220
-------	-----------	-----------	-------	---------	------------	------	-----------	------------

政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等

< 副議長 >

(単位:円)

区分	議員報酬月額(月例給)				年間支給額			総額
	改定前	現行	改定率	適用日	議員報酬月額×12	期末手当(特別給)		
						支給月数	年額	
札幌市	850,000	950,000	11.8%	H4.12.1	11,400,000	3.15	4,339,125	15,739,125
仙台市	920,000	910,000	-1.1%	H18.4.1	10,920,000	2.95	3,892,525	14,812,525
新潟市	700,000	703,000	0.4%	H28.4.1	8,436,000	3.10	2,615,160	11,051,160
千葉市	880,000	840,000	-4.5%	H18.7.1	10,080,000	4.20	4,233,600	14,313,600
川崎市	960,000	920,000	-4.2%	H19.4.1	11,040,000	3.15	4,202,100	15,242,100
横浜市	1,080,000	1,061,000	-1.8%	H23.4.1	12,732,000	4.25	5,411,100	18,143,100
相模原市	672,000	713,000	6.1%	H9.4.1	8,556,000	3.15	3,256,626	11,812,626
静岡市	—	735,000	—	H15.4.1	8,820,000	4.15	3,660,300	12,480,300
浜松市	735,000	717,000	-2.4%	H15.1.1	8,604,000	4.485	3,215,745	11,819,745
名古屋市	1,100,000	1,078,000	-2.0%	H18.4.1	12,936,000	3.10	4,845,610	17,781,610
京都市	960,000	1,030,000	7.3%	H8.7.1	12,360,000	3.15	4,704,525	17,064,525
大阪市	1,060,000	960,000	-9.4%	H27.4.30	11,520,000	3.95	4,550,400	16,070,400
堺市	750,000	850,000	13.3%	H9.4.1	10,200,000	4.20	4,284,000	14,484,000
神戸市	920,000	1,040,000	13.0%	H4.5.1	12,480,000	4.15	5,179,200	17,659,200
岡山市	710,000	770,000	8.5%	H8.4.1	9,240,000	4.20	3,880,800	13,120,800
広島市	910,000	930,000	2.2%	H8.1.1	11,160,000	4.20	4,687,200	15,847,200
北九州市	860,000	980,000	14.0%	H6.4.1	11,760,000	3.10	4,329,150	16,089,150
福岡市	850,000	970,000	14.1%	H6.4.1	11,640,000	3.15	4,430,475	16,070,475
熊本市	741,000	744,000	0.4%	H27.4.1	8,928,000	3.15	2,812,320	11,740,320
平均	869,889	889,526	2.3%	—	10,674,316	3.628	4,133,156	14,807,472
さいたま市	920,000	873,000	-5.1%	H20.1.1	10,476,000	3.15	3,987,427	14,463,427

< 参考 >

埼玉県副議長	1,030,000	1,016,000	-1.4%	H18.4.1	12,192,000	3.15	4,640,580	16,832,580
--------	-----------	-----------	-------	---------	------------	------	-----------	------------

政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等

< 議員 >

(単位:円)

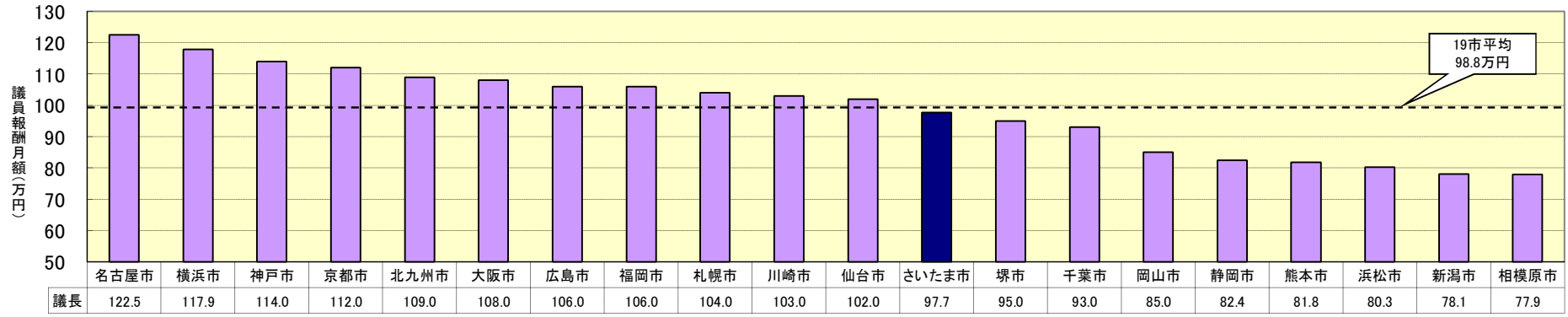
区分	議員報酬月額(月例給)				年間支給額			総額
	改定前	現行	改定率	適用日	議員報酬月額×12	期末手当(特別給)		
						支給月数	年額	
札幌市	760,000	860,000	13.2%	H4.12.1	10,320,000	3.15	3,928,050	14,248,050
仙台市	850,000	840,000	-1.2%	H18.4.1	10,080,000	2.95	3,593,100	13,673,100
新潟市	653,000	655,000	0.3%	H28.4.1	7,860,000	3.10	2,436,600	10,296,600
千葉市	810,000	770,000	-4.9%	H18.7.1	9,240,000	4.20	3,880,800	13,120,800
川崎市	870,000	830,000	-4.6%	H19.4.1	9,960,000	3.15	3,791,026	13,751,026
横浜市	970,000	953,000	-1.8%	H23.4.1	11,436,000	4.25	4,860,300	16,296,300
相模原市	638,000	670,000	5.0%	H9.4.1	8,040,000	3.15	3,060,224	11,100,224
静岡市	—	663,000	—	H15.4.1	7,956,000	4.15	3,301,740	11,257,740
浜松市	665,000	648,000	-2.6%	H15.1.1	7,776,000	4.485	2,906,280	10,682,280
名古屋市	1,010,000	990,000	-2.0%	H18.4.1	11,880,000	3.10	4,450,050	16,330,050
京都市	890,000	960,000	7.9%	H8.7.1	11,520,000	3.15	4,384,800	15,904,800
大阪市	970,000	880,000	-9.3%	H27.4.30	10,560,000	3.95	4,171,200	14,731,200
堺市	680,000	780,000	14.7%	H9.4.1	9,360,000	4.20	3,931,200	13,291,200
神戸市	820,000	930,000	13.4%	H4.5.1	11,160,000	4.15	4,631,400	15,791,400
岡山市	660,000	710,000	7.6%	H8.4.1	8,520,000	4.20	3,578,400	12,098,400
広島市	840,000	860,000	2.4%	H8.1.1	10,320,000	4.20	4,334,400	14,654,400
北九州市	770,000	880,000	14.3%	H6.4.1	10,560,000	3.10	3,887,400	14,447,400
福岡市	770,000	880,000	14.3%	H6.4.1	10,560,000	3.15	4,019,400	14,579,400
熊本市	671,000	674,000	0.4%	H27.4.1	8,088,000	3.15	2,547,720	10,635,720
平均	794,278	812,263	2.3%	—	9,747,158	3.628	3,773,373	13,520,531
さいたま市	850,000	807,000	-5.1%	H20.1.1	9,684,000	3.15	3,685,972	13,369,972

< 参考 >

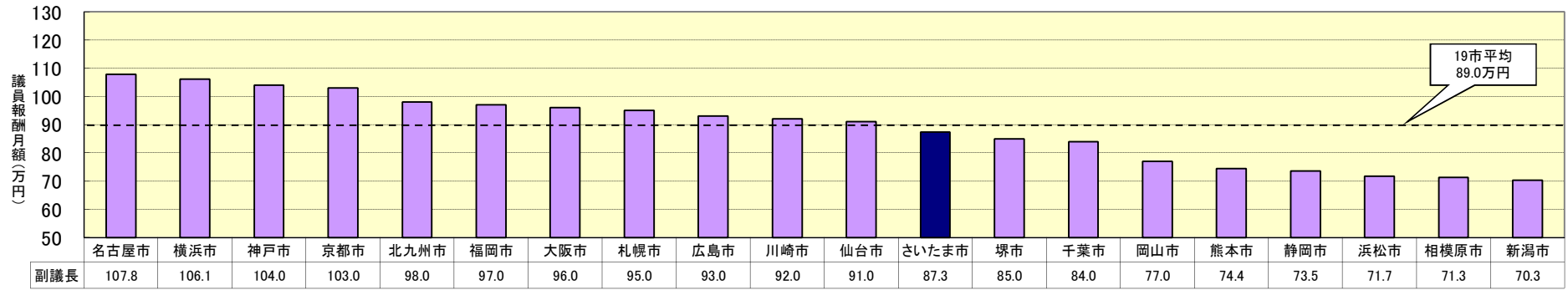
埼玉県議員	940,000	927,000	-1.4%	H18.4.1	11,124,000	3.15	4,234,072	15,358,072
-------	---------	---------	-------	---------	------------	------	-----------	------------

政令指定都市の市議会議員の議員報酬額比較

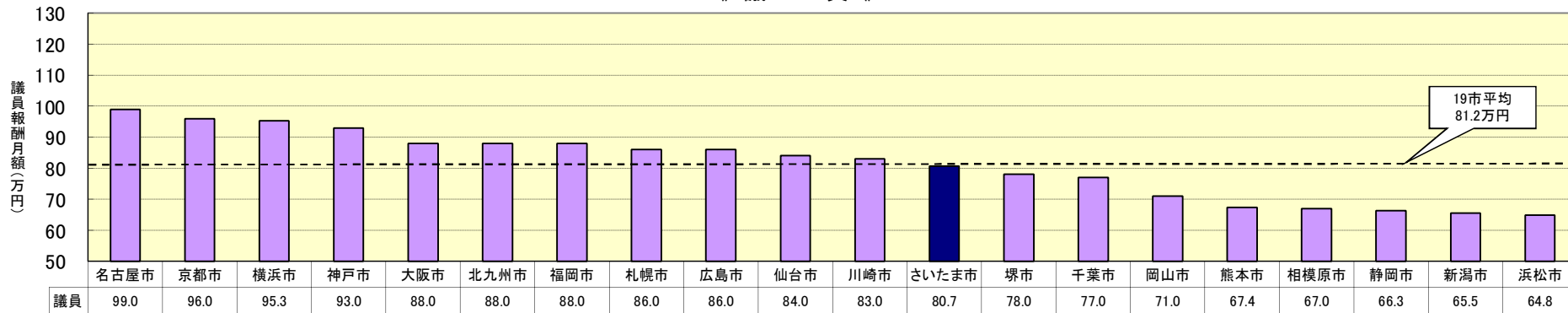
《 議 長 》



《 副 議 長 》

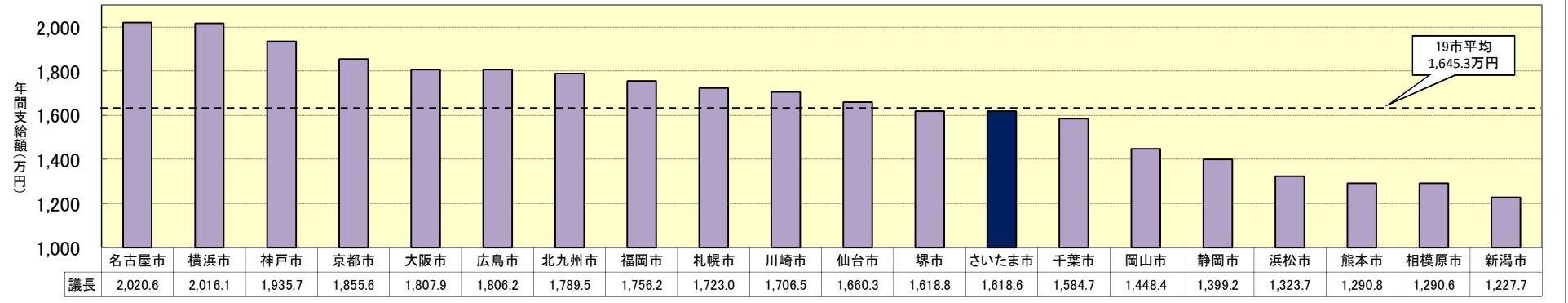


《 議 員 》

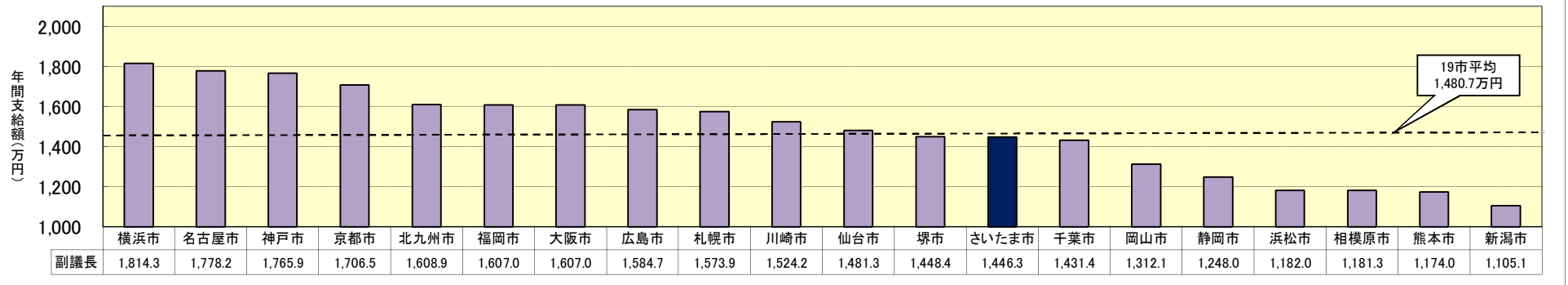


政令指定都市の市議会議員の年間支給額比較

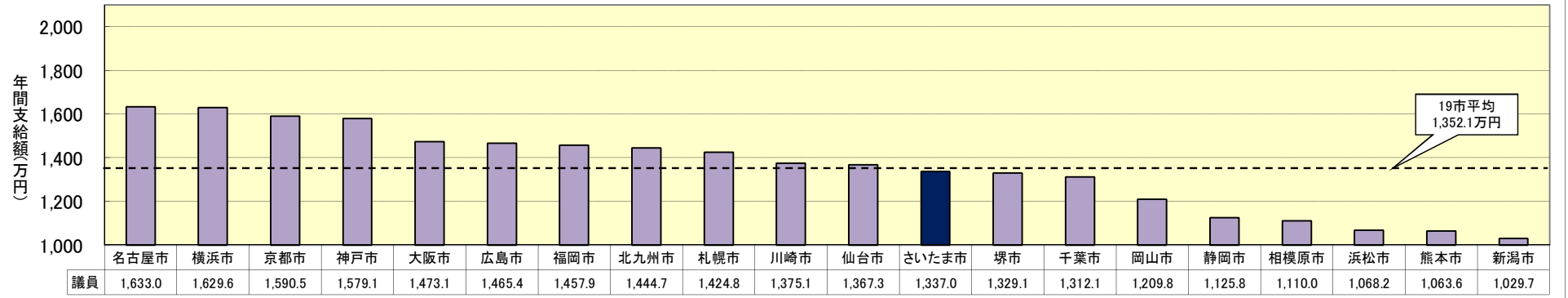
《 議 長 》



《 副 議 長 》



《 議 員 》



政令指定都市の歳出に占める人件費、市長・副市長・議員の給与・報酬総額の状況（平成26年度普通会計決算額）

（単位：千円）

都 市 名	住民基本 台帳人口(人)① (H27.1.1現在)	歳 入					歳 出												
		歳入総額②	市 税			歳出総額④	人 件 費					市長・副市長・議員（議長・副議長・議員）の給料、報酬等の年間支給総額							
			市税③	歳入に占める割合 (③÷②)	順位		市民1人 当たり市税 (③÷①)	支出額⑤	歳出に占める割合 (⑤÷④)	順位	市税に占める割合 (⑤÷③)	順位	市長・副市長 の給料等	議員の報酬等	合計⑥	歳出に占める割合 (⑥÷④)	順位	市税に占める割合 (⑥÷③)	順位
札幌市	1,936,016	886,462,399	286,778,231	32.4%	17	148	877,874,559	94,876,388	10.8%	2	33.1%	8	74,469	973,341	1,047,810	0.12%	3	0.37%	6
仙台市	1,053,509	569,750,173	182,134,702	32.0%	19	173	542,341,172	64,309,416	11.9%	3	35.3%	11	75,208	756,090	831,298	0.15%	7	0.46%	12
新潟市	804,413	374,931,172	120,963,607	32.3%	18	150	372,053,285	52,817,861	14.2%	8	43.7%	18	62,770	579,345	642,115	0.17%	11	0.53%	15
千葉市	962,376	381,230,813	174,983,017	45.9%	6	182	377,952,271	54,898,616	14.5%	9	31.4%	4	75,828	659,960	735,788	0.19%	14	0.42%	9
川崎市	1,445,484	612,268,096	296,558,930	48.4%	3	205	607,374,683	90,599,160	14.9%	11	30.6%	3	77,906	829,867	907,773	0.15%	6	0.31%	4
横浜市	3,722,250	1,469,029,104	719,971,636	49.0%	1	193	1,443,265,279	197,064,201	13.7%	6	27.4%	2	115,237	1,407,194	1,522,431	0.11%	2	0.21%	2
相模原市	715,145	260,746,596	111,841,411	42.9%	8	156	252,652,445	42,452,062	16.8%	20	38.0%	13	72,866	546,430	619,296	0.25%	20	0.55%	17
静岡市	715,752	281,681,352	127,734,343	45.3%	7	178	274,122,029	44,364,210	16.2%	16	34.7%	10	53,148	544,328	597,476	0.22%	18	0.47%	14
浜松市	810,317	286,011,891	131,317,236	45.9%	5	162	275,618,118	44,888,798	16.3%	17	34.2%	9	66,946	495,078	562,024	0.20%	16	0.43%	10
名古屋市	2,260,440	1,054,793,098	503,508,113	47.7%	4	223	1,047,391,598	161,261,672	15.4%	12	32.0%	6	89,881	1,230,082	1,319,963	0.13%	4	0.26%	3
京都市	1,419,474	726,716,715	252,119,049	34.7%	15	178	717,083,021	110,687,063	15.4%	13	43.9%	19	85,103	1,069,433	1,154,536	0.16%	9	0.46%	13
大阪市	2,670,766	1,641,158,122	659,255,786	40.2%	9	247	1,635,842,942	207,535,178	12.7%	4	31.5%	5	83,873	1,271,571	1,355,444	0.08%	1	0.21%	1
堺市	847,719	353,078,550	132,746,566	37.6%	12	157	350,241,172	48,667,372	13.9%	7	36.7%	12	77,976	695,232	773,208	0.22%	19	0.58%	19
神戸市	1,550,831	723,425,451	275,006,150	38.0%	11	177	714,157,855	116,805,292	16.4%	19	42.5%	17	90,144	1,095,041	1,185,185	0.17%	10	0.43%	11
岡山市	706,027	293,586,227	112,934,849	38.5%	10	160	282,819,404	44,234,486	15.6%	14	39.2%	14	52,654	559,935	612,589	0.22%	17	0.54%	16
広島市	1,188,398	559,781,283	204,132,746	36.5%	13	172	554,126,925	82,034,058	14.8%	10	40.2%	15	59,850	795,939	855,789	0.15%	8	0.42%	8
北九州市	976,925	523,522,202	157,555,165	30.1%	20	161	517,271,710	65,876,797	12.7%	5	41.8%	16	70,428	886,381	956,809	0.18%	12	0.61%	20
福岡市	1,486,314	791,137,922	282,135,984	35.7%	14	190	779,107,078	76,011,942	9.8%	1	26.9%	1	80,204	908,397	988,601	0.13%	5	0.35%	5
熊本市	734,917	303,191,422	98,325,268	32.4%	16	134	297,382,812	48,486,615	16.3%	18	49.3%	20	48,508	513,892	562,400	0.19%	13	0.57%	18
平均	1,368,793	636,447,505	254,210,673	39.9%		186	627,298,861	86,730,062	13.8%		34.1%		74,368	832,502	906,870	0.14%		0.36%	
さいたま市	1,260,879	464,258,924	225,182,240	48.5%	2	179	452,417,154	72,938,950	16.1%	15	32.4%	7	75,649	806,109	881,758	0.19%	15	0.39%	7

※ 人口、歳入・歳出決算額等の数値は、地方財政状況調査（総務省）による。

※ 「人件費」は、議員等報酬、市長等特別職給与、一般職給与、共済費、災害補償費等である。

※ 市長、副市長、議員の年間支給総額は26年度の条例定数に基づき算出。

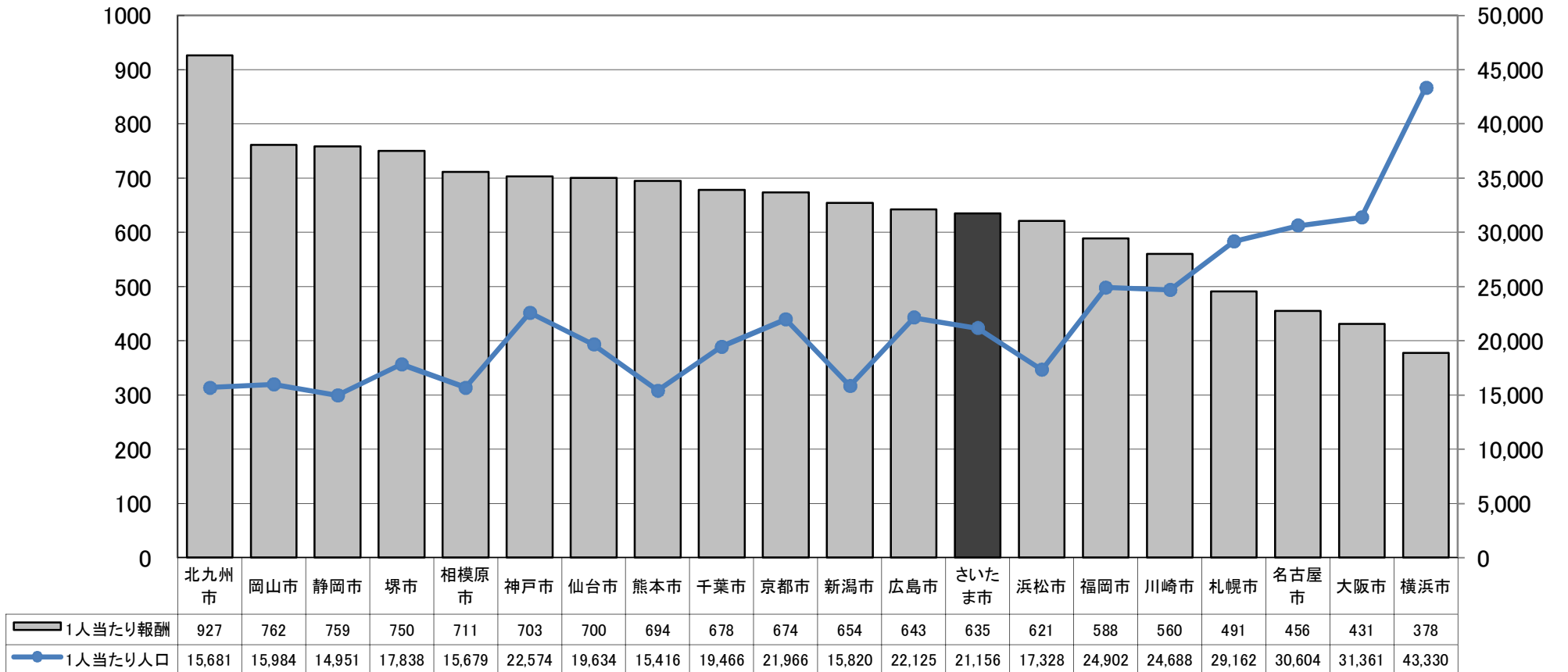
政令指定都市における市民1人当たり議員報酬額・議員1人当たり人口数

都市名	推計人口(人) (H28.4.1)	面積 (km ²)	行政区の数	議員定数等(人)		報酬年間総額(円) (減額後)	市民1人当たり額(円) (報酬年間総額/人口)	議員1人当たり人口(人) (人口/現員数)
				条例	現員数			
札幌市	1,953,833	1,121.26	10	68	67	959,092,575	491	29,162
仙台市	1,079,876	786.30	5	55	55	756,089,875	700	19,634
千葉市	973,289	271.76	6	50	50	659,959,200	678	19,466
川崎市	1,481,270	144.35	7	60	60	829,866,075	560	24,688
横浜市	3,726,365	435.23	18	86	86	1,407,193,200	378	43,330
相模原市	721,212	328.82	3	46	46	513,128,610	711	15,679
新潟市	806,834	726.45	8	51	51	527,861,880	654	15,820
静岡市	702,689	1,411.90	3	48	47	533,070,120	759	14,951
浜松市	797,085	1,558.06	7	46	46	495,077,520	621	17,328
名古屋市	2,295,328	326.45	16	75	75	1,045,569,390	456	30,604
京都市	1,471,737	827.83	11	67	67	991,972,125	674	21,966
大阪市	2,697,070	225.21	24	86	86	1,161,770,400	431	31,361
堺市	838,402	149.82	7	48	47	628,776,000	750	17,838
神戸市	1,535,037	557.02	9	69	68	1,079,248,800	703	22,574
岡山市	719,302	789.92	4	46	45	547,836,000	762	15,984
広島市	1,194,755	906.53	8	54	54	767,912,400	643	22,125
北九州市	956,561	491.95	7	61	61	886,380,825	927	15,681
福岡市	1,543,921	343.39	7	62	62	908,396,025	588	24,902
熊本市	739,991	390.32	5	48	48	513,891,480	694	15,416
平均	1,380,766	620.66	8.7	59.3	59.0	800,689,079	580	23,403
さいたま市	1,269,365	217.43	10	60	60	806,108,250	635	21,156

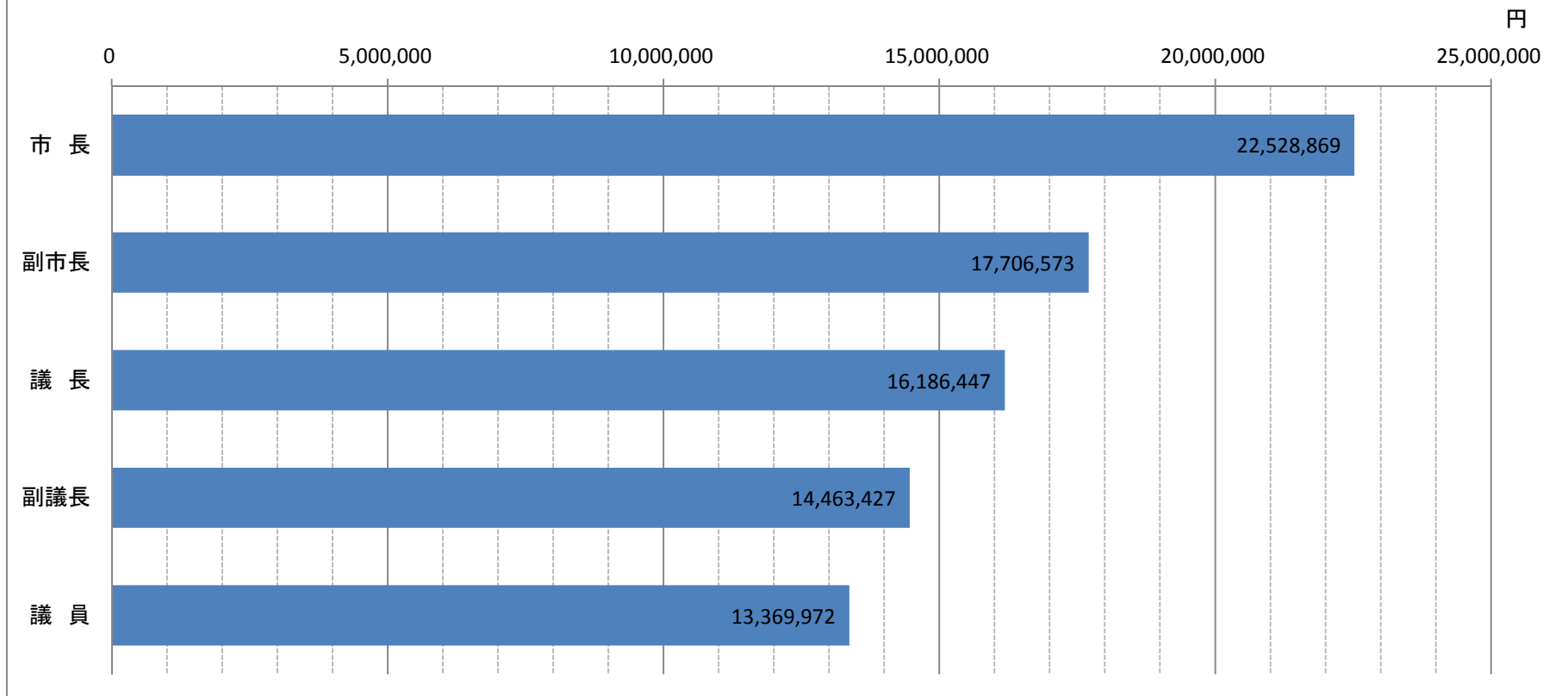
政令指定都市における市民1人当たりの議員報酬額・議員1人当たり人口数の比較

1人当たり額(円)

1人当たり人口(人)



市長・副市長・議員の年間給与・報酬の比較



単位:円

	年間給料・報酬	地域手当	通勤手当	期末手当	合計
市長	14,520,000	1,887,600	実費支給	6,121,269	22,528,869
副市長	11,412,000	1,483,560	実費支給	4,811,013	17,706,573
議長	11,724,000	なし	なし	4,462,447	16,186,447
副議長	10,476,000	なし	なし	3,987,427	14,463,427
議員	9,684,000	なし	なし	3,685,972	13,369,972

政令指定都市の市議会本会議及び委員会の開催回数調べ(平成27年度実績)

		札幌市	仙台市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	19市 (平均)	さいたま市
本会議	議会開催数	5	5	5	5	5	2	5	5	4	5	1	3	4	4	6	6	4	5	4	4.4	5
	本会議日数	26	34	38	30	18	32	30	24	23	26	17	17	22	23	42	25	26	24	27	26.5	30
常任委員会	委員会数	6	5	5	5	8	5	4	6	5	6	5	6	6	6	6	6	6	5	7	5.7	6
	開催回数 (延べ)	30	56	12	139	29	36	26	14	66	60	60	32	18	21	21	22	61	32	22	39.8	118
特別委員会	委員会数	3	5	2	-	6	6	4	4	5	6	-	3	5	3	8	4	-	4	3	3.7	9
	開催回数 (延べ)	36	54	18	12	50	26	16	18	17	29	33	20	24	43	17	20	21	34	5	25.9	57
議会運営委員会	開催回数 (延べ)	25	39	19	22	27	35	33	17	14	26	25	21	25	25	17	19	23	17	10	23.1	46
合計		117	183	87	203	124	129	105	73	120	141	135	90	89	112	97	86	131	107	64	115.4	251

注1) 委員会数は、平成28年7月1日現在

注2) 特別委員会は、予算特別委員会及び決算特別委員会を含む。ただし、さいたま市予算委員会は常任委員会として設置。

さいたま市議会本会議及び委員会開催回数調べ

(単位:日)

		平成25年	平成26年	平成27年
本 会 議 ①		34	32	29
常 任 委 員 会	総合政策委員会 (定数12人)	18	17	18
	文教委員会 (定数12人)	15	12	11
	市民生活委員会 (定数12人)	15	16	13
	保健福祉委員会 (定数12人)	24	17	18
	まちづくり委員会 (定数12人)	12	12	11
	予算委員会 (定数20人)	29	31	26
	開催回数小計(延べ)	113	105	97
平均開催回数 ②		18.8	17.5	16.2
特 別 委 員 会	開催回数	69	36	56
	(特別委員会の数)	9	7	9
	平均開催回数 ③	7.7	5.1	6.2
合 計 (①+②+③)		60.5	54.6	51.4

【参考】

	平成25年	平成26年	平成27年
議会運営委員会 (定数12人)	42	46	43

さいたま市の議案等審議件数(3カ年)

		市長提出	議員提出	委員会提出	請 願	合 計
平成25年	2月定例会	69	4	2	22	97
	4月臨時会	2	5	0	7	14
	6月定例会	50	4	2	13	69
	9月定例会	33	6	0	13	52
	12月定例会	53	5	2	4	64
	計	207	24	6	59	296
平成26年	2月定例会	97	5	4	7	113
	6月定例会	43	1	3	6	53
	9月定例会	40	6	1	6	53
	12月定例会	57	2	1	9	69
	計	237	14	9	28	288
平成27年	2月定例会	95	4	2	7	108
	5月臨時会	3	0	0	1	4
	6月定例会	33	5	3	13	54
	9月定例会	26	3	4	20	53
	12月定例会	63	2	2	20	87
	計	220	14	11	61	306

- 注1) 平成25年2月定例会の請願には、平成24年12月定例会で継続審査となった請願7件を含む。
 注2) 平成25年6月定例会の議員提出議案には、平成25年4月臨時会で継続審査となった議案1件を含む。
 注3) 平成25年6月定例会の請願には、2月定例会及び4月臨時会で継続審査となった請願10件を含む。
 注4) 平成25年9月定例会の請願には、6月定例会で継続審査となった請願1件を含む。
 注5) 平成25年12月定例会の請願には、9月定例会で継続審査となった請願1件を含む。
 注6) 平成26年2月定例会の市長提出議案には、諮問となった1件を含む。
 注7) 平成26年2月定例会の請願には、平成25年12月定例会で継続審査となった請願1件を含む。
 注8) 平成26年12月定例会の請願には、平成26年9月定例会で継続審査となった請願1件を含む。
 注9) 平成27年2月定例会の請願には、平成26年12月定例会で継続審査となった請願1件を含む。
 注10) 平成27年9月定例会の市長提出議案には、平成27年6月定例会で継続審査となった議案2件を含む。
 注11) 平成27年9月定例会の請願には、平成27年6月定例会で継続審査となった請願6件を含む。
 注12) 平成27年12月定例会の請願には、平成27年9月定例会で継続審査となった請願9件を含む。

平成27年 議会運営状況

1. 定例会・臨時会の日程

区分	会 期	本会議日数
2月定例会	2月4日 ～ 3月6日	31日間
5月臨時会	5月1日	1日間
6月定例会	6月10日 ～ 7月3日	24日間
9月定例会	9月2日 ～ 10月16日	45日間
12月定例会	11月25日 ～ 12月18日	24日間
合 計		125日間
		29日間

2. 議案・諮問審議結果

区分	議案内容等	審議結果	件数
2月定例会	予算議案	原案可決	38件
	条例議案	原案可決	34件
		審議未了	1件
	一般議案	原案可決	8件
		同 意	14件
	議員提出議案	原案可決	3件
委員会提出議案	否 決	1件	
		原案可決	2件
5月臨時会	予算議案	原案可決	0件
		承 認	1件
	条例議案	原案可決	0件
		承 認	2件
6月定例会	予算議案	原案可決	3件
	条例議案	原案可決	11件
		修正可決	1件
		継続審査	2件
	一般議案	原案可決	11件
		同 意	5件
議員提出議案	原案可決	5件	
委員会提出議案	原案可決	3件	
9月定例会	予算議案	原案可決	4件
	決算議案	認 定	2件
		認定及び原案可決	2件
	条例議案	原案可決	8件
		否 決	1件
	一般議案	原案可決	4件
		同 意	5件
議員提出議案	原案可決	3件	
委員会提出議案	原案可決	4件	
12月定例会	予算議案	原案可決	13件
		修正可決	1件
	条例議案	原案可決	16件
		修正可決	1件
	一般議案	原案可決	27件
		同 意	5件
議員提出議案	原案可決	2件	
委員会提出議案	原案可決	2件	
		計	245件

3. 請願審議結果

区 分	件数	審 査 結 果	備 考
2月定例会	7件	不採択	4件
		継続審査	1件
		取り下げ	1件
5月臨時会	1件	不採択	1件
6月定例会	13件	不採択	3件
		継続審査	6件
		取り下げ	4件
9月定例会	20件	不採択	9件
		継続審査	9件
		取り下げ	2件
12月定例会	20件	不採択	12件
		継続審査	6件
		取り下げ	2件
計	61件		

注1)9月定例会の請願には、6月定例会で継続審査となった請願6件を含む。

注2)12月定例会の請願には、9月定例会で継続審査となった請願9件を含む。

議員の活動内容

平成28年7月31日現在

1. 議会活動

(1) 地方自治法に規定されている会議

(平成28年) ※1月～7月	
・本会議	15日
・常任委員会	81回
・特別委員会	39回
・議会運営委員会	28回

(2) その他の会議

- ・議会広報編集委員会
- ・各派代表者会議
- ・常任委員会正副委員長連絡会議
- ・全員協議会 等

2. 正副議長の公務（平成28年1月～7月）

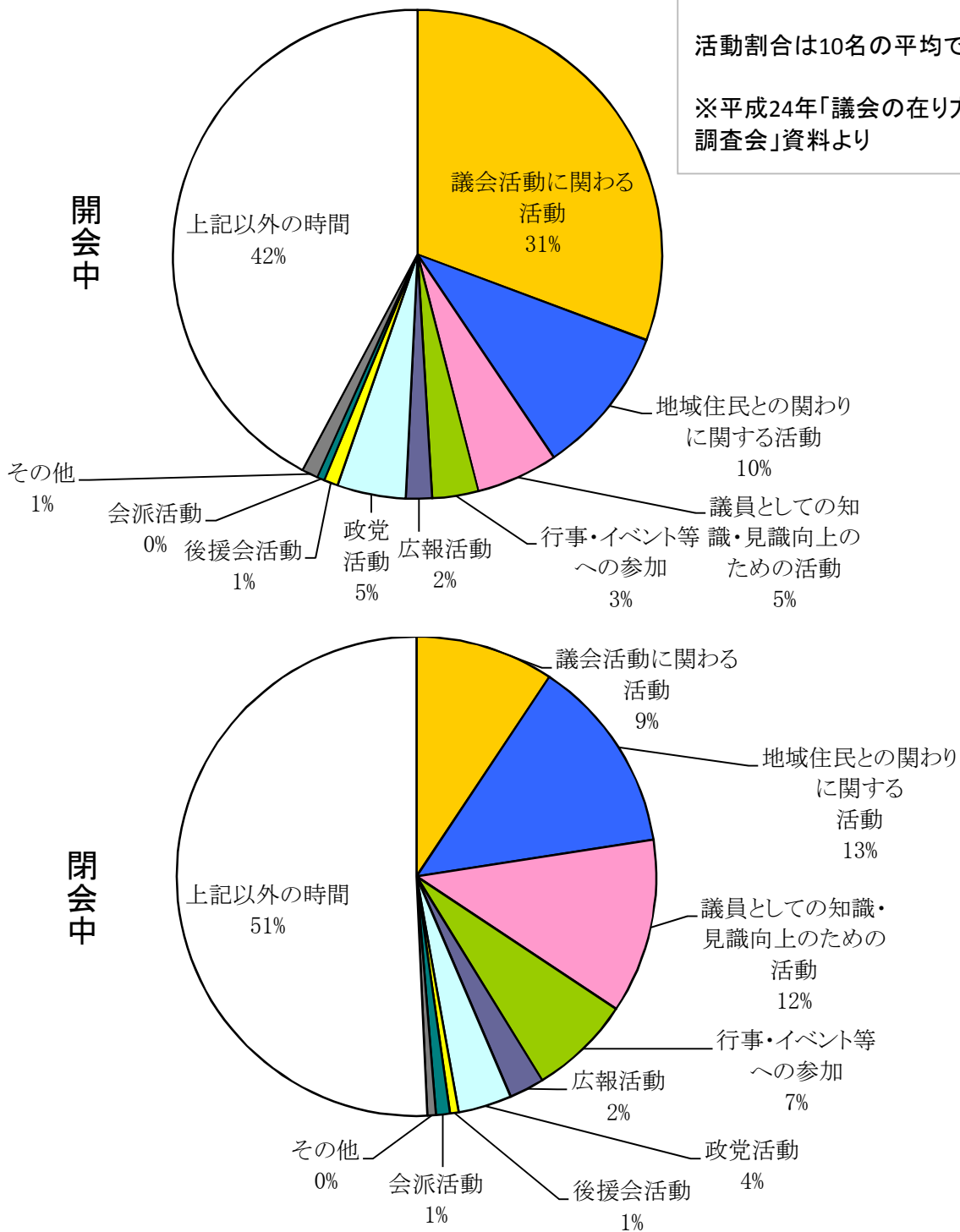
議長	171日	576件	（内、土日祝祭日	46日	85件）
副議長	131日	325件	（内、土日祝祭日	28日	33件）

3. 議員活動（議員の個人活動）

- ・会派会議
- ・会派研修会
- ・議案や質問に関する調査・研究
- ・所属委員会や研究部会ごとの研究
- ・議員連盟活動
- ・市主催行事への参加
- ・各種団体会議、行事への参加
- ・施策研究
- ・市民相談 等

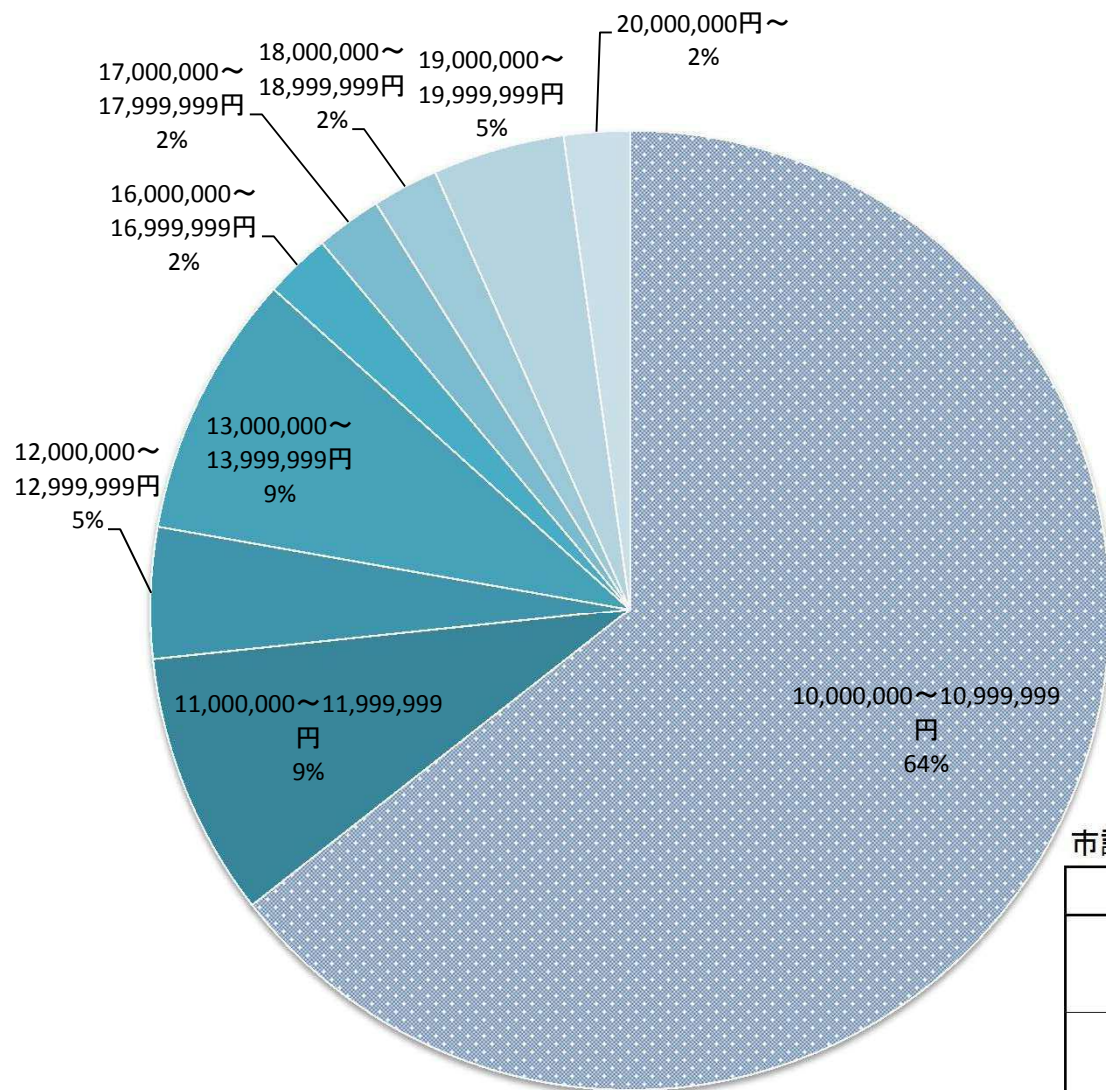
議員の1日の活動割合

議員10名の午前6時～午後9時(15時間)の活動内容を2週間分調査した。
 活動割合は10名の平均である。
 ※平成24年「議会の在り方に関する調査会」資料より



活動分類	具体的な内容
議会活動に関わる活動	本会議・委員会の準備や出席、会派会議
地域住民との関わりに関する活動	住民報告会、意見交換、要望の聴取
議員としての知識・見識向上のための活動	研修・勉強会の参加、現地調査
行事・イベント等への参加	市や団体主催のイベント来賓
広報活動	街頭演説、広報誌発行
政党活動	所属政党の活動
後援会活動	個人の後援会の活動
会派活動	会派の構成員としての活動
上記以外の時間	プライベート、仕事

さいたま市議会議員の所得分布



所得額別の人数

所得額(円)	人数(人)
10,000,000~10,999,999円	29
11,000,000~11,999,999円	4
12,000,000~12,999,999円	2
13,000,000~13,999,999円	4
16,000,000~16,999,999円	1
17,000,000~17,999,999円	1
18,000,000~18,999,999円	1
19,000,000~19,999,999円	2
20,000,000円~	1
合計	45

※平成27年5月に新たに当選した15人の議員は除く

市議会議員の年齢構成と期数

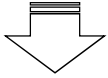
年代	1期	2期	3期	4期以上	平均
25歳~34歳	3人	2人	0人	0人	1.4期
35歳~44歳	5人	3人	2人	1人	2期
45歳~54歳	2人	10人	2人	3人	2.4期
55歳~64歳	3人	3人	4人	8人	3.6期
65歳~	0人	0人	0人	9人	5.8期

平成28年4月30日現在

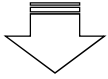
地方議会・地方議員の在り方について

【地方議会を取り巻く状況】

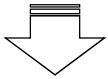
地域の自主性・自立性を高めるための改革推進の必要性



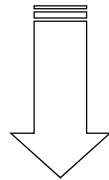
自己決定権の拡大



地方議会の担う役割と責任が増大



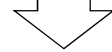
地方議会の果たすべき機能の更なる充実・強化



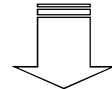
【地方議会・地方議員の役割】

- ・事務事業の広範多様化、高度専門化に対応した議員の「专业化」
- ・議員活動領域の拡大

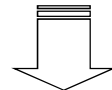
住民の代表者として自主的・自立的に判断
その責任を住民に対して負う



- ・合議体としての多様性の発揮
- ・調査研究と住民意思の把握による民意の吸収と集約、反映
- ・説明責任の履行



- ・議会の「監視機能」「調査機能」及び「政策形成機能」を適切に発揮、自主性・自立性・自律性を確保



【指定都市議会議員の特性】

基礎自治体の議員として

行政の最先端を担う「基礎的な地方公共団体」の議員として、地域住民との密接なコミュニケーションが求められる

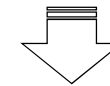
+

指定都市の議員として

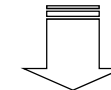
指定都市としての諸機能・行財政能力に基づき、県の行うべき事務領域を担う

↓

活動領域の拡大に加え、人口、経済産業集中による社会資本整備や交通、廃棄物、住宅問題など、指定都市特有の課題に対して、大局的な見地から調査・検討及び判断が求められる



「広い視野」と「細やかな地域配慮」を兼ね備えた指定都市議員の責務の遂行



自主性・自立性・自律性を備えた地方議会の確立

地方議会議員の法的位置付けについて

【現行の地方議会議員制度の課題】

【法的位置付けに向けた動き】

◎現行法上の「議員の法的位置付け」

地方分権の進展 →

- ・住民自治の根幹となる地方議会への期待の高まり
- ・議会の「監視機能」「調査機能」「政策形成機能」の強化・充実の要請



現行法令上、議員の職務・職責を明示する規定は無く、「議員報酬」「期末手当」「政務活動費」の支給・交付と議員活動との関係がどのように結び付けられるのか明確化されていない。



**現行制度：議員の活動領域・活動環境は限定的に設定されている
(法律上、議員の職務・職責は不明確)**

現在の議員の位置付けは、次の点で議員活動の特性を反映していない。

- ① 議員は、首長と同じく直接選挙を経て、首長と対等・平等の関係に立つ議事機関（議会）を構成するが、その議員の活動に当たっての職務や職責が法令に明確に位置付けられていない。
- ② 議員に対する議員報酬、政務活動費などの公費支給と、議員の広範な活動実態との関係性が明確化されていない。
(議員の活動は、一般的な公務とは異なり、「会期中」「議会内」といった時間的・場所的に限定されるものではない。)



地方議会議員の法的位置付けの必要性

【参考】

- ・平成12年地方自治法改正による「政務調査費制度」の創設は、議員の調査研究活動を議員活動の一部と認められたものと解される。
- ・平成20年地方自治法改正により、議会活動の範囲の明確化と、非常勤職員報酬とは別に議員報酬に関する規定が整備された。
- ・平成23年地方自治法改正により、「議員定数の法定上限の撤廃」「議決事件の範囲の拡大」が措置された。
- ・平成24年地方自治法改正により、『議会制度』に係る事項として「会期制度」「議長による臨時会の招集」「百条調査に係る調査要件の厳格化」「本会議における公聴会の開催、参考人の招致」「政務活動費※」に関する規定が、『議会と長との関係』に係る事項として「再議制度の見直し」「専決処分制度の見直し」に関する規定が整備された。

※「政務調査費」の名称を「政務活動費」に、その交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。あわせて、議長に対し使途の透明性の確保に努めることとする努力規定が設けられた。

◎地方議会議長会三団体：議員活動を法律上で明確化することを要望



◎「第28次地方制度調査会」答申（平成17年12月）

議員について…「公選職」という新しい概念を設け位置づけの変更を行うべきであるとの意見があるが…どのような法的効果を持たせるのか、政治活動と公務の関係をどのように考えるのか、などの論点があり、引き続き検討する必要がある。



◎平成20年地方自治法改正

「議会活動の範囲の明確化」及び「議員報酬」に係る規定を整備。
ただし、この改正は、議員活動の明確化の一部が実現したに過ぎない。



◎「第29次地方制度調査会」答申（平成21年6月）

(議員の位置付けやその職務・職責を法制化すべきとの意見について) 今後の地方分権の進展や議会機能の充実・強化に伴う議員の活動の実態を踏まえ、…引き続き検討することが必要である。



◎平成23年地方自治法改正

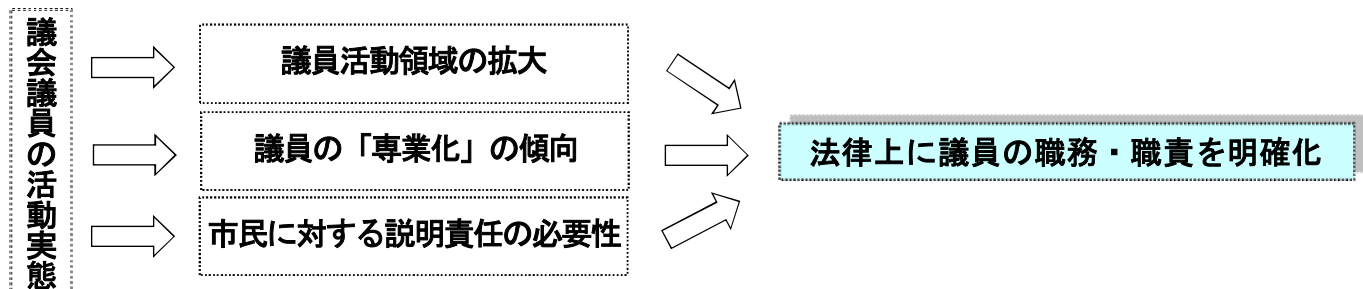
「議員定数の上限数」及び「議決事件の範囲」に係る規定を整備。
しかしながら、議員の職務・職責に関する法的位置付けは明確化されず。

◎平成24年地方自治法改正

議会制度（会期制度、議長による臨時会の招集、百条調査、公聴会・参考人制度、政務活動費など）及び議会と長との関係（再議制度及び専決処分制度の見直し）等に係る規定の整備がなされた。

ただし、議員の職務・職責に関する法的位置付けは未だ明確化されていない。

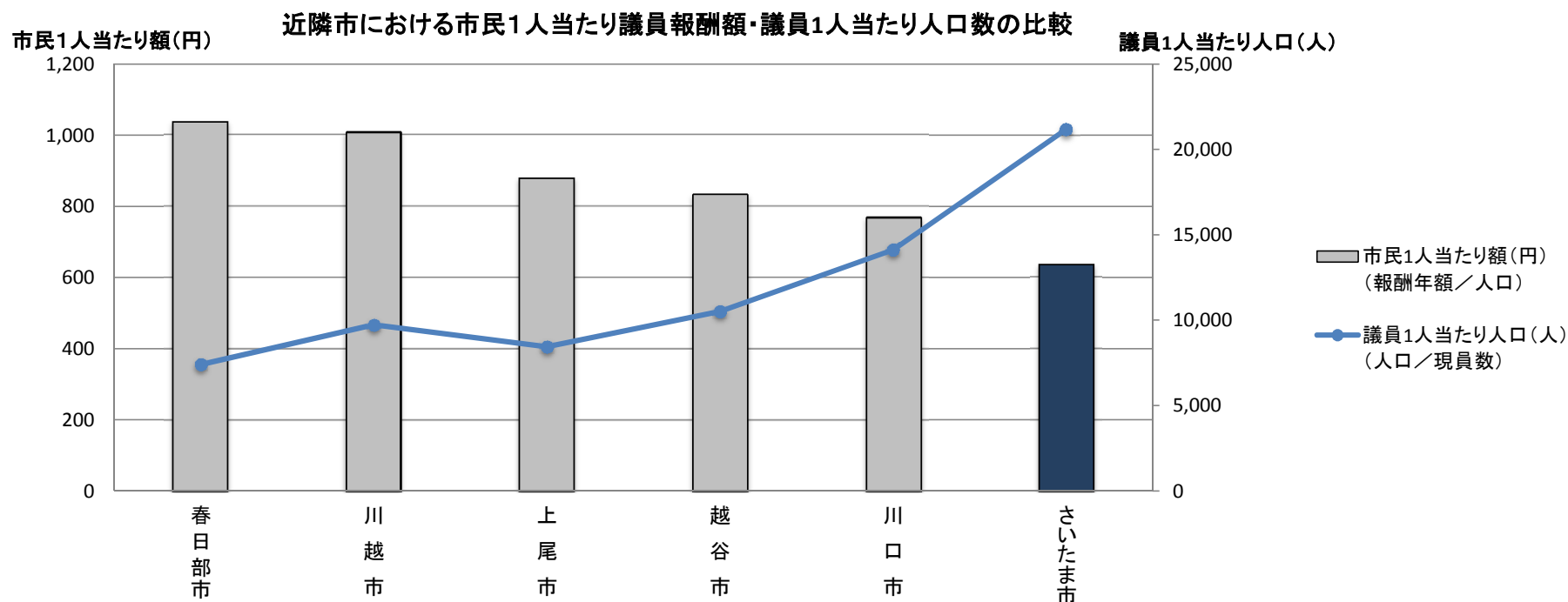
地方議会議員の法的位置付けのイメージ



近隣市における市民1人当たり議員報酬額・議員1人当たり人口数

平成27年12月31日現在

都市名	推計人口(人) (H27.12.31)	議員定数等(人)		報酬月額(円)			期末手当算定式	報酬手当年額(円) (現員数)	市民1人当たり額 (円) (報酬年額/人口)	議員1人当たり人口 (人) (人口/現員数)
		条例	現員数	議長	副議長	議員				
春日部市	236,975	32	32	537,000	478,000	450,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 4.1 月	245,593,800	1,036	7,405
川越市	350,223	36	36	641,000	588,000	576,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 4.13 月	352,905,228	1,008	9,728
上尾市	227,890	30	27	505,000	460,000	435,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 4.1 月	200,332,800	879	8,440
越谷市	336,565	32	32	588,000	529,000	515,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 4.1 月	280,313,640	833	10,518
川口市	592,684	42	42	728,000	664,000	621,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 3.7 月	455,518,680	769	14,112
さいたま市	1,270,476	60	60	977,000	873,000	807,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 3.15 月	806,108,250	634	21,175



消費者物価地域差指数（全国平均＝100）

平成27年（2015）

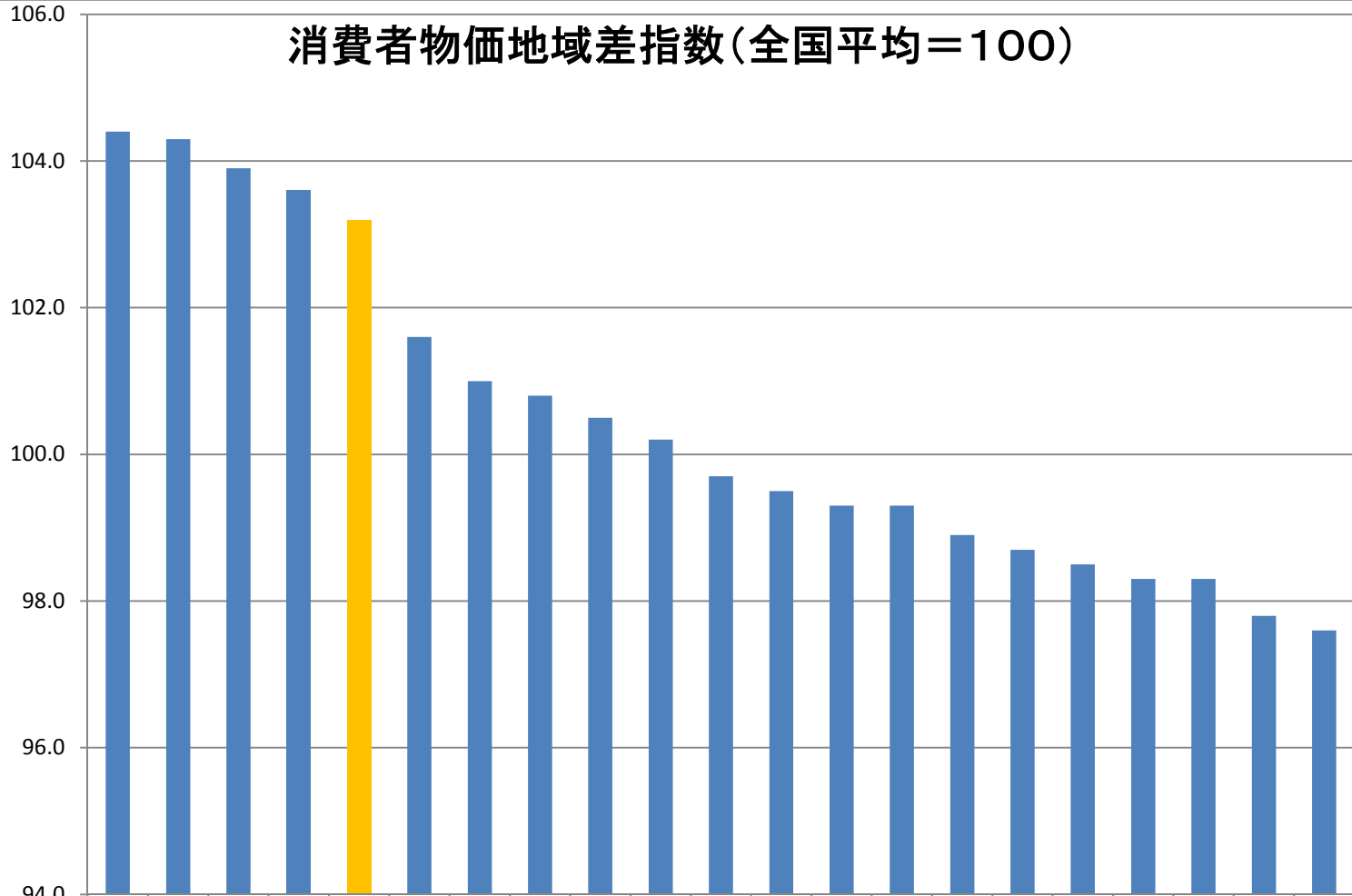
地 域	持家の帰属家賃	家賃を除く総合	食料
	を除く総合		
00000 全 国	100.0	100.0	100.0
01100 札 幌 市	98.7	99.7	99.9
04100 仙 台 市	98.5	98.6	97.1
15100 新 潟 市	99.5	99.7	101.0
11100 さ い た ま 市	103.2	102.3	101.4
12100 千 葉 市	100.2	100.2	100.6
13100 東 京 都 区 部	104.3	102.0	103.2
14130 川 崎 市	104.4	102.6	101.5
14100 横 浜 市	103.9	102.7	102.9
14150 相 模 原 市	103.6	102.9	104.5
22100 静 岡 市	99.3	99.1	99.8
22130 浜 松 市	97.6	98.1	98.7
23100 名 古 屋 市	99.7	99.8	99.4
26100 京 都 市	100.8	101.0	100.6
27100 大 阪 市	101.0	100.6	99.9
27140 堺 市	100.5	100.8	100.9
28100 神 戸 市	101.6	101.5	101.4
33100 岡 山 市	98.9	99.6	100.8
34100 広 島 市	99.3	100.0	101.4
40100 北 九 州 市	97.8	98.6	98.3
40130 福 岡 市	98.3	99.3	96.9
43100 熊 本 市	98.3	99.5	101.7

注 1) 小売物価統計調査（構造編）「10大費目別消費者物価地域差指数」より作成。

2) 消費者物価指数とは、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定したものである。

3) 市の区域は、平成26年6月11日現在の区域による。

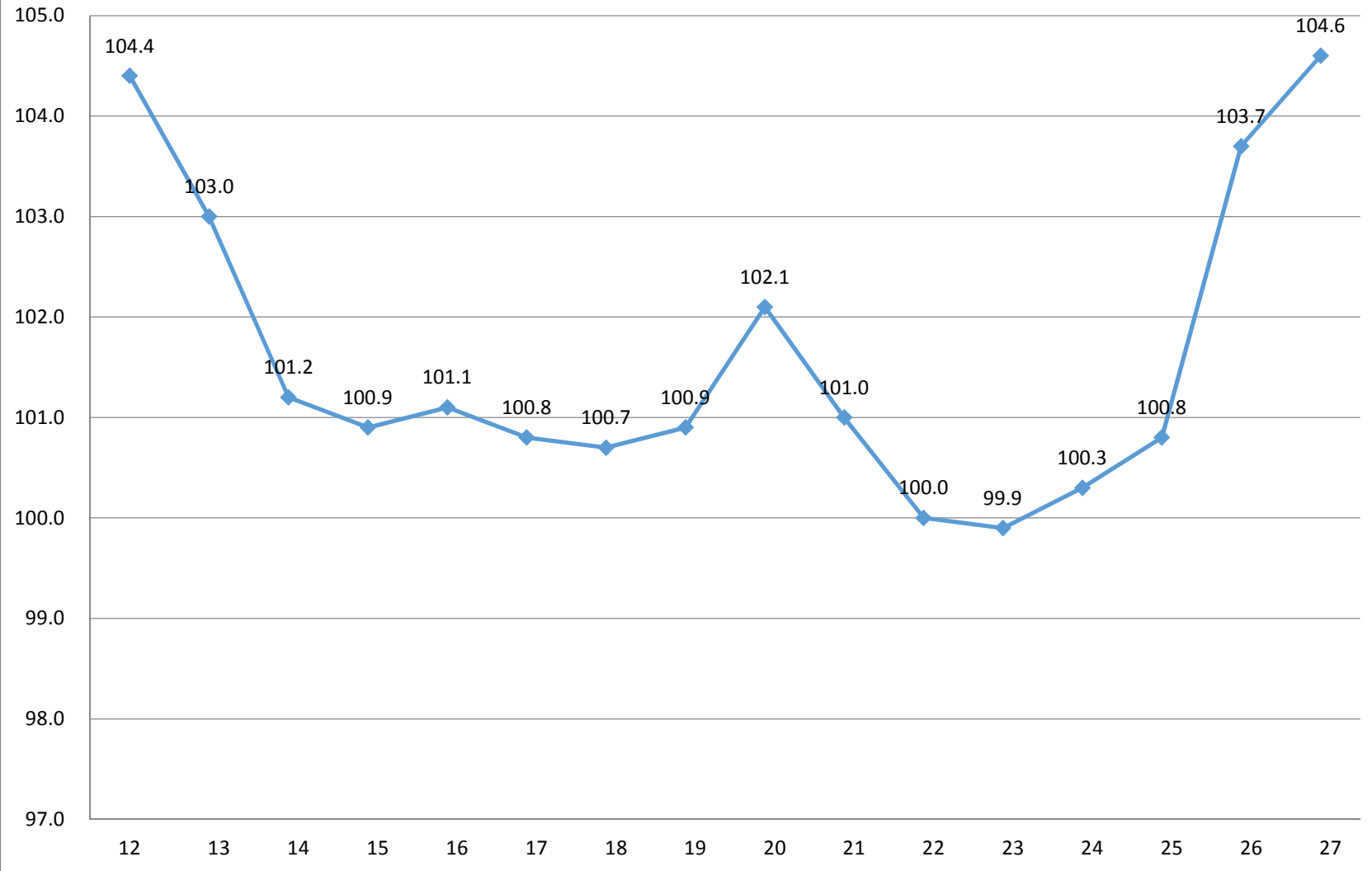
消費者物価地域差指数(全国平均=100)



平成27年平均消費者物価地域差指数

川崎市	東京都区部	横浜市	相模原市	さいたま市	神戸市	大阪市	京都市	堺市	千葉市	名古屋市	新潟市	静岡市	広島市	岡山市	札幌市	仙台市	熊本市	福岡市	北九州市	浜松市
104.4	104.3	103.9	103.6	103.2	101.6	101.0	100.8	100.5	100.2	99.7	99.5	99.3	99.3	98.9	98.7	98.5	98.3	98.3	97.8	97.6

さいたま市の消費者物価指数(年平均)の推移



さいたま市の財政状況

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	政令指定都市 平均(単純) (H26)	20政令指定 都市中の順位 (H26)
財政力指数	1.033	1.035	1.015	0.995	0.97	0.97	0.97	0.85	3位
経常収支比率 (%)	88.3	89.9	90.2	92.3	92.8	94.5	96.7	95.8	10位
実質公債費比率 (%)	7.9	7.2	6.1	5.4	5.4	5.5	5.2	10.6	2位
将来負担比率 (%)	60.6	55.7	47.7	43.1	34.1	25.7	26.9	125.0	3位
地方債残高 (百万円)	366,432	384,437	399,886	411,035	418,671	424,585	434,978	913,228	7位
市民一人当たりの地方債 残高(千円/人)	306	318	329	336	336	339	344	639	2位

(注1) 数値は、地方財政状況調査（総務省）による。

(注2) 「政令指定都市平均(単純)」は、本市を除いた19市の平均数値である。

- ※ 財政力指数とは …… 基準財政収入額が基準財政需要額より大きい場合、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となり、「1」に近いが、超えるほど財政力があるとみられる。
- ※ 経常収支比率とは …… 人件費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税等の経常一般財源収入が、どの程度充当されているかにより、財政構造の弾力性を判断する。数値が低いほど、新たな行政需要に弾力的に対応できる。
- ※ 実質公債費比率とは …… 財政規模に対する1年間で支払った借入金返済額等の割合。数値が低いほど健全であり、財政健全化基準である、25%を超えると国への報告が必要となる。
- ※ 将来負担比率とは …… 財政規模に対する将来市が支払う借入金返済額等の割合。数値が低いほど健全であり、財政健全化基準である、400%を超えると国への報告が必要となる。